

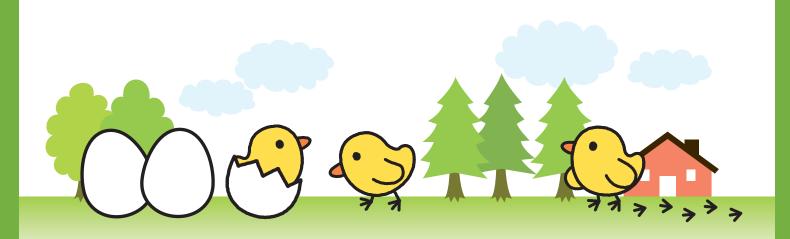


ご契約のしおり定款・約款



しおり番号: 202404D





はじめに

申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ(『契約概要』『注意喚起情報』を含む)」の内容を確認・了解いただくとともに「ご契約のしおりー定款・約款」 につきましても、必ず確認ください。

特に重要なお知らせ

これらをあわせる『特に重要なお知らせ』と呼びます

契約概要



(ご提案の際または申込みの際に お渡ししています)

注意喚起情報



(申込みの際にお渡ししています) (「注意喚起情報+ご契約のしおリー〉 定款・約款(共通版)」の巻頭に記載 /

お申込内容 お客様控



見直し前契約明細書 (保障追加制度を利用の場合)



(申込みの際にお渡ししています)

••••

「注意喚起情報」および「ご契約のしおり一定款・約款」について

注意喚起情報

特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。



申込みの際にお渡し しています「注意喚起 情報+ご契約のしおり 一定款・約款(共通 版)」の巻頭に記載

ご契約のしおり-定款・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項(告知義務、保障内容、育英年金等をお支払いできない場合、諸手続き等)をわかりやすく説明しています。

P.3~

定款

当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。

約 款

"ご契約のご加入から消滅までのとりきめ"を記載しています。

規程-3~

お客様ID等に関する ___ 規程(個人向け) お客様ID発行等、個人のお客様のサービス利用 に関するとりきめを記載しています。

契約日が2024年10月1日以前の場合はお客様ID規程が、 契約日が2024年10月2日以降の場合はログインID利用規程が適用されます。

ご契約のしおり ・・・・・・・			3
ご契約のしおりをお読みいただくにあたっ	· · · ·		4
目的別もくじ ・・・・・・・・・・・・	• • • • •		6
ご契約にあたって		育英年金等の請求やお支払い	
1 「ニッセイこどもの保険」の特徴	8	14 育英年金等の請求	4 3
2 申込みに際して	1 3	15 指定代理請求人による請求	4 7
〇保険契約の成立 〇クーリング・オフ制度	1 3 1 3	16 育英年金等のお支払い時の保険料の 精算	4 9
○申込みに際してのご留意点 申込みに際して保障追加制度を利用	15 d	17 育英年金等をお支払いできない場合	5 0
3 る場合	⁹ 16	ご契約後の取扱い	
4 申込みに際して現在加入している保険契約を 解約・減額して新しい保険契約に加入する場	合 18	こ大小はの状状で	
5 健康状態等の告知義務	1 9	18 解約と解約払戻金	6 0
		19 契約貸付制度	6 4
6 責任開始(保障の開始)と契約日	2 2	20 ご契約後の保障内容の見直し	6 7
7 お子さまの出生前に加入する場合	2 3	こ大が後の床件内谷の元直し	0 /
		21 育英年金受取人等の変更	6 8
しくみ		22 住所等の変更に伴う手続き	7 0
8 保障内容	2 4	23 生命保険と税金	7 1
①こども保険	2 4		
②こども総合医療保険 ③契約者保障保険料払込免除特約	2 6 3 3	その他生命保険に関するお知らせ	
9 育英年金受取人・後継保険契約者	3 6	24 その他生命保険に関するお知らせ	7 3
10 配当金	3 7	○個人情報の取扱い	73
HO - I	0 ,	〇個人情報保護方針 〇生命保険契約者保護機構	74 76
保険料の払込み		〇契約内容登録制度・契約内容照会制度・	78
		支払査定時照会制度 〇財産的基礎の充実	81
11 保険料の払込方法	38	〇相互会社運営	82
12 保険料の払込期月・保険料期間	4 0		
13 保険料の払込みの案内と保険契約の 解除	4 2		

用語の説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 83
規程	• 規程− 1
○ 定款	• 規程− 3
○ 約款	- 規程- 7
契約基本約款(こども・学資) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	規程-10
こども保険(有配当 2012)給付約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	規程−20
こども総合医療保険(有配当 2012)給付約款 ・・・・・・・・・・・・・・	規程−29
特定契約の追加に関する特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	規程-41
契約者保障保険料払込免除特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	規程-44
保険料口座振替扱特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	規程−49
保険料クレジットカード扱特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	規程−5 1
保険料団体扱特約(甲) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	規程−5 2
保険料団体扱特約(乙) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	規程-53
別表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	規程−54
○ お客様ID規程・ログインID利用規程 ······	・ 規程-65
お客様ID規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	規程−66
ログインID利用規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	規程-74

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項(告知義務、 保障内容、育英年金等をお支払いできな い場合、諸手続き等)をわかりやすく説 明しています。

ご契約内容の確認



「契約内容通知書」が交付されましたら、次の表に 記入・レ点チェックのうえ活用ください。

■ご契約情報の記入欄

契約番号 — 契約日 * 1 年 月 日					
契約者					
被保険者					
* 1 保障追加制度を利用した場合は、こども総合医療保険の追加契約日を記入ください。					

■保険契約のチェック欄 *2

(今回加入した保険契約に ▼ チェックしてください。)

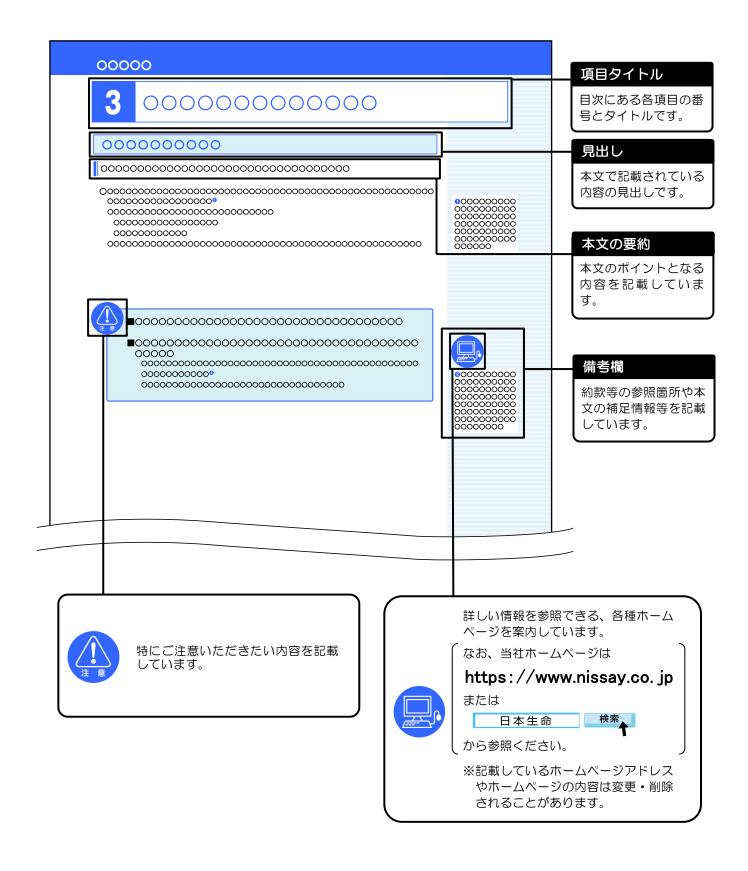
○支払事由の詳細については、「8. 保障内容」をあわせてお読みください。

ご契約のしおり参照ページ番号

こども保険 お子さまの教育資金等に備える保険 こども総合医療保険 お子さまの入院・手術等に備える保険	
`'//	
契約者保障保険料払込 契約者が所定の3大疾病等により所定の事由に	

*2 保障追加制度を利用してこども総合医療保険に新たに加入した場合、すでに加入しているこども保険の内容については、こども保険の加入時に提供している「ご契約のしおり一定款・約款」(ニッセイこどもの保険)を確認ください。

ご契約のしおりの見方



目的別もくじ

ご契約にあたって

この保険の特徴について 知りたい



- 「ニッセイこどもの 保険」の特徴
- P8
- 8. 保障内容

P24

申込みを撤回したい



- 申込みに際して
 ・クーリング・オフ 制度
- P13

告知義務について知りたい



5. 健康状態等の告知義務

P19

保険料について

保険料の払込方法を変えたい保険料をまとめて払いたい



11. 保険料の払込方法



いつまでに保険料を払込むのか知りたい



12. 保険料の払込期月・ 保険料期間



保険料の払込みが できなかった



 13. 保険料の払込みの 案内と保険契約の 解除

P42

ご契約後について

保障内容を見直したい



- 20. ご契約後の保障内容 の見直し
 - ・保障見直し制度 等



解約したい



18. 解約と解約払戻金



受取人を変更したい



21. 育英年金受取人等 の変更

P68

保険用語の意味については、「用語の説明」を確認ください。

いつから保障が開始され るのか知りたい



6. 責任開始 (保障の開始) P22 と契約日



保険料の負担を減らしたい



20. ご契約後の保障内容 の見直し



基準保険金額等の減額

住所・名前等が 変わった



22. 住所等の変更 に伴う P70 手続き

税金について 知りたい



23. 生命保険 と税金



契約者や被保険者が死亡した場合、 病気・ケガで入院や手術をした場合



14. 育英年金等の請求 P43

育英年金等の 請求の流れ について

受取人が請求できない場合



15. 指定代理請求人 による請求



※育英年金等のお支払い等、詳しい説明につい ては次の事項を確認ください。

育英年金等の お支払いの対象 になるか?

8. 保障内容

P24

育英年金等をお支払い できない場合



17. 育英年金等をお支払 P50 いできない場合

手続きについては、ニッセイトータルパートナー、最寄 りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡 ください。

<ニッセイコールセンター>

0 1 2 0 - 2 0 1 - 0 2 1 (通話料無料)

<ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)>

0 1 2 0 - 1 4 7 - 3 6 9 (通話料無料)

受付時間

月~金曜日 9:00~18:00 9:00~17:00 土曜日 (祝日、12/31~1/3を除く)

こども保険

こども総合医

療保険

「ニッセイこどもの保険」の特徴

「ニッセイこどもの保険」の特徴

「ニッセイこどもの保険」は、お子さまを被保険者とし、ご両親、ご親族、その他 そのお子さまを扶養される方のうち 1 人を契約者として、お子さまの教育資金や入 院・手術等に備えることができる保険です。

〇こども保険にこども総合医療保険を組み合わせて加入することができます。

ニッセイこどもの保険

○お子さまの成長にあわせてこども祝金¹・満期祝金²をお支払いします。 また、契約者が死亡した場合、育英年金³をお支払いし、将来の保険料の払込みを免除 します。

──≪こども保険のイメージ≫ ────

こども

ご契約

:22歳満期⁶ 基準保険金額

010%

こども

10万円 10万円

こども こども 祝金 祝金

Δ 満17歳10カ月

22歳 直後の2月1日

(保険期間満了)

22歳

(保険期間満了)

満期祝金

基準保険金額

0100%

100万円

ただし、次の日にお

- ・契約者が死亡した
- ・契約者が死亡した 日の毎年の応当日 (保険期間中に限

4 育英年金をお支払 いしている場合で も、こども祝金・満 期祝金はお支払いし

⑤基準保険金額

育英年金等をお支払 いするときの基準と なる金額で、ご契約 時に契約者に指定い ただきます。

6保険期間は、18 歳満期を選択するこ ともできます。

⑦詳細は、「7. 子さまの出生前に加 入する場合」を確認 ください。

【例】基準保険金額⁶:100万円

10万円 10万円

祝金 祝金 満5歳10カ月

契約者 満11歳10カ月 満14歳1○カ日 直後の2月1日 【が死亡】 直後の2月1日 直後の2月1日

> 育英年金 毎年40万円

(基準保険金額の40%)

〇お子さまが入院した場合や所定の手術・放射線治療を受けた場合に給付金をお支払い

また、契約者が死亡した場合、将来の保険料の払込みを免除します。

▽≪こども総合医療保険のイメージ≫

【例】入院給付日額:5,000円

保険期間:22歳満期6

• 災害入院給付金

·疾病入院給付金

- 入院療養給付金

• 手術給付金

• 放射線治療給付金

ご契約

※こども保険のみで加入することもできます。

(この場合、お子さまの出生前に加入することもできます。)



契約者保障 保険料払込免除特約

- ○契約者が所定の3大疾病、所定の身体障がい状態(身体障害者手帳 1~3級)、所定の要介護状態(要介護2以上等)のいずれかによ り所定の事由に該当した場合、将来の保険料の払込みを免除します。
- ○こども保険にこども総合医療保険を組み合わせて加入する場合で、 この特約を付加するときは、こども保険・こども総合医療保険のそ れぞれに付加されます。

●こども祝金

次の満年齢に達した 日の直後の2月1日 にお子さまが生存し ていたときにお支払 いします。

- 5歳10カ月
- 1 1 歳 1 0 力月
- 1 4 歳 1 0 力月
- 17歳10カ月※ ※22歳満期の場合

❷満期祝金

のみ

お子さまが保険期間 満了時まで生存して いたときにお支払い します。

❸育英年金

契約者の死亡後、保 険期間満了時まで毎 年お支払いします。

子さまが生存してい る場合に限ります。

ります。)

ます。

取

扱



- ■こども総合医療保険については、こども保険との組み合わせが必要となります。
- ■こども総合医療保険は、お子さまの出生前に加入することはできません。

こども保険にこども総合医療保険を組み合わせて加入する場 合の当社所定の取扱い

○契約者からの申出により、こども保険にこども総合医療保険を組み合わせて一体の保険と して加入する場合、次のとおり取扱います。

(一体の保険として加入した保険契約は、同一の「契約内容通知書¹) にまとめて記載しています ので、確認ください。)

(1) 各保険契約で同一となる事項

- 〇こども保険にこども総合医療保険を組み合わせた場合、次の(A)~(G)については各保険契 約²で同一となります。
- (A) 契約日
- (B)被保険者
- (C) 契約者
- (D)育英年金受取人³
- (E)後継保険契約者³
- (F) 指定代理請求人⁴
- (G)保険料の払込回数・経路

(2)保険料の払込み

○こども保険にこども総合医療保険を組み合わせた場合、それらの保険料はあわせて払込むことと なります。

(3)保険契約の解約・減額

〇こども保険・こども総合医療保険のうち、いずれかのみを解約することもできます。 また、基準保険金額、入院給付日額を減額する場合も同様です。

(4)配当金⁶

〇こども保険・こども総合医療保険それぞれの配当金は合算して積立てられ、契約者からの請求等 によりお支払いします。

(5)保険期間

〇こども保険・こども総合医療保険の保険期間は、18歳満期または22歳満期とし、それぞれ同 -の保険期間を指定ください。



■上記(1)の(C)契約者~(G)保険料の払込回数・経路を保険期間中に 変更する場合は、組み合わせた各保険契約について同一の変更の請求をする ことが必要です。

また、(D)育英年金受取人を変更する場合は、(E)後継保険契約者も同 一人に変更することが必要です。

■こども保険・こども総合医療保険のいずれかの保険料のみを払込むことはで きません。

また、こども保険・こども総合医療保険の保険料を一括払込または前納によ って払込む場合は、それぞれの保険料をあわせて一括払込または前納するこ とが必要です。

次ページにつづく

●契約内容通知書

「2. 申込みに際し て」の「申込みに際 してのご留意点」参

②各保険契約 こども保険にこ 総合医療保険を組み 合わせて加入し、 険料をあわせて払込 む場合、約款では各 保険契約を「特定契 約」といいます。

❸育英年金受取人、 後継保険契約者

こども保険の育英年 金受取人とこども総 合医療保険の後継保 険契約者は同一人と なります。

「9. 育英 詳細は. 年金受取人•後継保 険契約者」を確認く ださい。

4指定代理請求人

「15. 指定代理請 求人による請求」参

⑤配当金

「10. 配当金」参

⑥1つの変更手続に より、各保険契約について同時に変更さ れます。



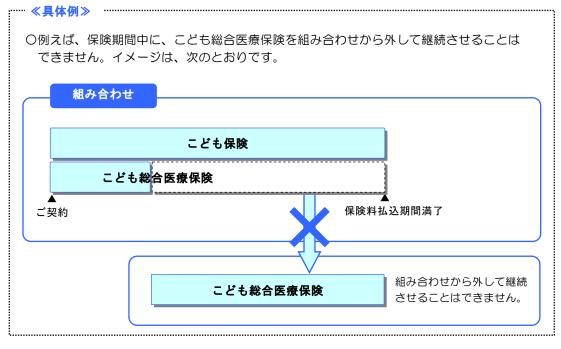
- ■こども保険・こども総合医療保険のいずれかの解約は、解約しない保険契約の 基準保険金額または入院給付日額が、当社の定める金額[®]を下回るときは取扱 いできません。
 - **の定め** ージ
- ■基準保険金額、入院給付日額の減額は、減額後のそれぞれの金額が当社の定める金額[®]を下回らない限り、当社の定める金額[®]まで減額できます。

詳細は当社ホームページを参照ください。

●当社の定める金額

○こども保険にこども総合医療保険を組み合わせて一体の保険として加入した場合、各保 険契約は、保険期間中に組み合わせから外して継続させることはできません。^②

②当社所定の基準に もとづき、組み合わ せから外れて継続す ることがあります。

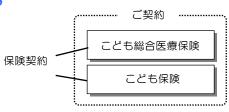


〇すでに加入した保険契約どうしを、ご契約後に組み合わせることはできません。

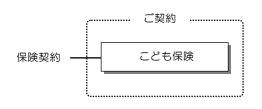
ニッセイこどもの保険は、こども保険とこども総合医療保険を組み合わせて一体の保険として加入できることが大きな特徴です。当社において、一般的に「ご契約」という場合、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険のことをいいます。 ⁶

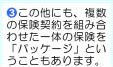
また、「保険契約」という場合は、こども保険やこども総合医療保険等それぞれの保険のことをいいます。[©]

ことをいいます。 4



こども保険に単独で加入した場合、その保険契約のことを「ご契約」ともいいます。 4





⁴特に記載がない限り、付加されている特約を含みます。

高額割引制度

保障の大きさに応じた所定の保険料の割引(高額割引制度)が受けられます。

- ○割引適用基準額が3,000万円以上の場合、高額割引制度が適用され、所定の保険契約について、 保険料の割引が受けられます。
- ○割引適用基準額とは、高額割引制度の適用を判定するための基準となる額をいい、ご契約1件単位 で計算します。

対象となる保険契約および割引適用基準額の計算に用いる額は、次のとおりです。

割引および割引適用基準額の対象となる保険契約	割引適用基準額の計算に用いる額
こども保険	基準保険金額×4
契約日等 が2014年4月2日以降のこども総合医療保険	入院給付日額×1,000

※2024年4月現在の取扱いを記載しています。

新たな保険契約に加入する場合には、その時点での取扱内容が適用されます。



- ■減額等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更すること や高額割引制度の適用がなくなることがあります。
- ■保険料を前納する場合、高額割引制度による割引がないものとして保険料前納 金をいただきますが、毎年保険料として充当する際に、高額割引制度による割 引を行います。(保険料前納期間が終了した場合等に、残額を払戻します。)

①契約日等追加契約日を含みま

約款の構成

- 〇各保険契約の約款(普通保険約款)は、「契約基本約款(こども・学資)」と「給付約款」で構成されます。
 - 各保険契約に共通して適用される事項は「契約基本約款(こども・学資)」にまとめて 規定しています。
 - 育英年金等のお支払いができる場合等は、各保険契約の「給付約款」に規定しています。

(1)契約基本約款(こども・学資)

〇契約基本約款(こども・学資)では、ニッセイこどもの保険で組み合わせることができる各保険 契約に共通して適用される基本的な契約事項について規定しています。

<規定内容の例>

- 告知義務、告知義務違反による解除
- ・保険契約の責任開始
- ・保険料の払込み
- ・保険料の払込みの催告と保険契約の解除
- ・ 基準保険金額等の減額
- ・こども保険にこども総合医療保険を組み合わせて一体の保険として加入する場合の取扱い※

※一体の保険として加入する場合の取扱いを、約款では次のとおり規定しています。 (抜粋)

(参考:第28条(複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合の特則)第1項)

1 保険契約の締結の際、保険契約者から複数の保険契約の保険料をあわせて払い込む旨の申出があった場合、会社は申出のあった複数の保険契約について、同一の契約締結時の書面で引き受けることがあります。この場合、同一の契約締結時の書面で引き受けた複数の保険契約をそれぞれ本条において「特定契約」といいます。

(2)給付約款

〇給付約款では、育英年金等のお支払いに関する事項や各保険契約独自の内容について規定しています。

<規定内容の例>

- 育英年金等をお支払いできる場合
- ・育英年金等をお支払いできない場合
- ・保険契約者に対する貸付

申込みに際して

保険契約の成立

保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

- ○当社が保険契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を交付します。
- ○当社の生命保険募集人

 ○は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保 険契約を成立させることができません。(当社の生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。)

≪契約締結の「媒介」と「代理」について≫

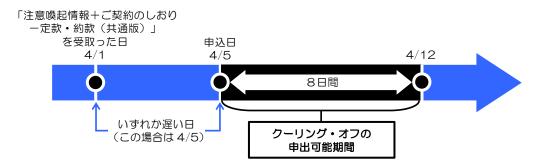
- 生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して 保険会社が承諾したときに保険契約は成立します。
- 代理 ⇒ 牛命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、牛命保険募集人が保険契約 の申込みに対して承諾をすれば保険契約は成立します。

クーリング・オフ制度

保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

〇保険契約の申込日または「注意喚起情報+ご契約のしおりー定款・約款(共通版)」を受取った日 のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出によ り、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

≪例≫



○クーリング・オフを行った場合で、すでに払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金 額を返金します。



■当社指定の医師による診査後の場合は、クーリング・オフ制度は利用できま せん。

※具体的な申出方法(書面・電磁的記録)については次ページを確認ください。



●生命保険募集人

当社職員、募集代理店および募集代理店 の取扱担当者をいい ます。

≪申出方法(書面·電磁的記録)≫ [→]

【書面の場合】

- ・クーリング・オフは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。郵便により前ページの期間内(8日以内の消印有効)に、取扱いの営業部またはニッセイ・ライフプラザ宛に申出ください。
- ・書面には、申込みの撤回または保険契約の解除の意思を明記し、申込者または契約者のお名前・住所・生年月日を記入ください。

<記載事項>

- ・申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思 (理由の記載は任意)
- ・申込者または契約者のお名前・住所・生年月日

(記入例)

日本生命保険相互会社 行

私は保険契約の申込みの撤回を行います。 (理由)〇〇〇〇〇

申込者(契約者) 日生 太郎

住所 〇〇県〇〇市〇〇町×丁目×番地×号

生年月日 〇〇〇〇年〇月〇日

【電磁的記録の場合】

- ・当社では、電磁的記録による申出の主たる窓口として、当社ホームページをご案内しています。
- ・ 当社ホームページから前ページの期間内(8日以内)に申出ください。
- ・当社ホームページに記載の手順に沿って必要事項を入力してください。

①確認担当職員 当社が委託した確認

担当者を含みます。

扱

LI

申込みに際してのご留意点

<u>(1)当社の確認担当職員^❶が、申込内容等の確認をお願いすることがあり</u> <u>ます。</u>

- ○当社の確認担当職員が、訪問または電話により、契約者・被保険者に次の事項の確認をお願いすることがあります。
 - 申込内容がお客様の意向に沿っているか
 - ・ 告知内容に相違がないか
 - 登録いただいたお客様情報に相違がないか
 - 「生命保険のご契約に関する重要書類」を受取りいただいたか 等
- ○訪問の際には、本人確認をいたします。次のいずれかの書類を提示ください。
 - 運転免許証
- ・パスポート
- ・写真付住民基本台帳カード

- 国民健康保険証
- 健康保険証
- 国民年金手帳

- 写真付社員証
- 写真付学生証
- マイナンバーカード(表面)

等

(2) 「契約内容通知書」を確認ください。

- 〇当社が保険契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を交付します。 当通知書には保険契約の基準保険金額、給付日額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載して おりますので、大切に保管ください。
- ○「契約内容通知書」が交付されましたら、申込内容と相違がないか確認ください。 万一、ご契約内容に相違や不明な点がありましたら、当社まで連絡ください。
- 〇「契約内容通知書」は、保険契約の成立時のみ交付します。 「契約内容通知書」を紛失した場合、再交付はできませんが、ご契約内容については、当社ホームページにていつでも確認いただけます。

(書面での確認をご希望の場合は、当社まで連絡ください。)

(3) 「お客様番号(お客様 ID) のお知らせ[®]」を確認ください。

○当社は契約者に「お客様番号(お客様 ID)のお知らせ」を送付し、「お客様番号(お客様 ID) 発行」ならびに「暗証番号・パスワード登録」等について案内します。 ⁶ ②お客様番号(お客様 ID)のお知らせすでに当社の保険にご契約いただいていいてお客様 ID)」をおり、「お客様 ID)」をおけれるおり、「お客様 ID)」を送付しません。



③「お客様番号(お客様 日)」等の詳細は、「「お客様 ID) 規程」、「「ログおって 規程」、「「ログおって リロ利用規程」へいる 等を確認ください。 3

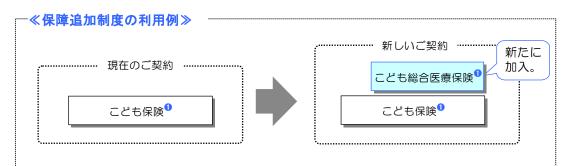
申込みに際して保障追加制度を利用する場合

保障追加制度とは

当社所定の基準にもとづき、現在加入しているこども保険に、新たに加入するこども 総合医療保険を追加で組み合わせることができる制度です。

保障追加制度の特徴としくみ

〇保障追加制度を利用することで、新たにお子さまの入院・手術等に備えることができます。



①約款では、現在加入しているこども保険を「被追加契約」、 新たに加入するこども総合医療保険を 「追加特定契約」といいます。



- ■複数のこども総合医療保険を組み合わせることはできません。
- ■こども保険が次に該当する場合、保障追加制度を利用できません。
 - ・保険料の払込みが免除された場合
 - ・お子さまの出生前や契約上の年齢が2歳をこえる場合 等
- ■こども保険に組み合わせて一体の保険として加入する取扱い²⁶のため、こど も総合医療保険の次の事項については、現在加入しているこども保険と同一 となります。
 - 契約者
 - 後継保険契約者⁴
 - ・保険料の払込回数・経路
 - 契約応当日

- 被保険者
- 指定代理請求人
- 保険期間満了日
- ・月ごと応当日

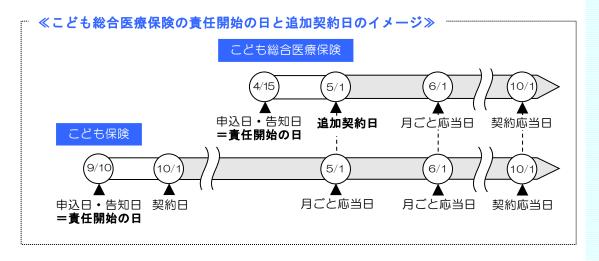
等

- ■こども保険に契約者保障保険料払込免除特約が付加されている場合、こども 総合医療保険にもこの特約を付加することを要します。 また、こども保険にこの特約が付加されていない場合は、こども総合医療保 険にもこの特約を付加することはできません。
- ■こども総合医療保険の申込みから成立までの期間は、こども保険について、 基準保険金額の減額等の所定の手続きができない場合があります。
- ■こども総合医療保険の申込みから成立までの期間に、こども保険について契約貸付制度等を利用した場合や、積立てられた配当金の引出請求等を行った場合、こども総合医療保険の成立が遅くなることがあります。

- 2一体の保険として加入した保険契約は、同一の「契約内容通知書」にまとめて記載していますので、確認ください。
- ③詳細は、「1.「二 ッセイこどもの保険」 の特徴」のも「ごとも 保険にこども総合りせ 療保険を組み合りせ 社所定の取扱い」を 確認ください。
- ②後継保険契約者
 こども保険の育英年
 金受取人と同一人と
 なります。

○新たに加入するこども総合医療保険について、それぞれ次のとおりとなります。

	〇当社がこども総合医療保険の申込みを承諾するにあたっては、保険料の払近 回数に応じて、保険料を次のとおり払込みいただく必要があります。 (取扱いの詳細については、手続き時に別途ご案内します。)					
	こども保険の払込回数 払込みが必要となる保険料					
	月払	・追加契約日の前日までのこども保険の保険料				
こども総合 医療保険の 成立と責任開始 (保障の開始)	 ・追加契約日を含む保険料期間[●]におけるこの保険の保険料 ・追加契約日の直後に到来する契約応当日のまでのこども総合医療保険の保険料 					
	〇上記保険料の払込みが完了しない場合、当社はこども総合医療保険の申込みを承諾しません。					
	○当社がこども総合医療保険の申込みを承諾したときに、こども総合は成立します。 ^② この場合、こども総合医療保険の申込みと告知が了した時から、当社は契約上の責任(保障)を開始します。 ^③					
追加契約日	こども総合医療保険の責任開始の日の直後に到来する、こども保険の月ごと応当日となります。 ・追加契約日は、こども総合医療保険の保険期間等の基準となります。 ・追加契約日は、こども総合医療保険の申込みを承諾した場合に交付する「契約内容通知書」にて確認ください。					
契約者および 被保険者の 契約年齢	契約年齢は、追加契約日における、こども保険の契約者および被保険者の契約上の年齢と同一の年齢となります。 なお、その後の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。					
告知義務	通常のご契約の加入時と同様に告知義務があります。 ・こども総合医療保険の責任開始の日を起算日として、告知義務違反 による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、こども総合医療保険の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、こども総合医療保険の引受けができなかったり、その告知をしなかったために、こども総合医療保険が解除・取消となることがあります。					



- 〇保障追加制度利用後の、こども総合医療保険を含めた新しいご契約の保険料の取扱いについては、 手続き時に別途ご案内します。
- 〇保障追加制度は、追加契約日の「特定契約の追加に関する特約」にもとづき取扱います。



■こども保険の内容については、当しおりではなく、こども保険の加入時に提 供している「ご契約のしおり一定款・約款」を確認ください。

●保険料期間「12.保険料の払込期月・保険料期間」 の「保険料期間」参

2 「2. 申込みに際 して」の「保険契約 の成立」参照

3「6. 責任開始(保障の開始)と契約日」 の「責任開始(保障 の開始)」参照

④追加契約日は変更 となる場合がありま

詳細は、次ページを 確認ください。

⑤告知義務違反

「5. 健康状態等の 告知義務」の「告知 義務違反」参照

4

申込みに際して現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約に加入する場合

現在加入している保険契約を解約・減額し、新しい保険契約に加入する場合、次の点が不利益となります。

く現在加入している保険契約について不利益となる点>

解約払戻金	解約・減額の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。 保険種類やご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
配当金	解約・減額した場合は、解約・減額せずに保険契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。また、ご契約後、所定年数を経過した保険契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

<新しい保険契約について不利益となる点>

NOVIKKX	的について不利益となる点>
保障内容	新しい保険契約では、現在加入している保険契約から保障内容が変更されます。 新しい保険契約には、次の保障はありません。 ・契約者の所定の高度障がい状態該当時にお支払いする育英年金 ・契約者の所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込 みの免除
保険料	保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在加入している保険契約と新しい保険契約とで異なることがあります。 ・新しい保険契約の予定利率が現在加入している保険契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
	新しい保険契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの案内を行ったうえで、保険契約を解除します。 ・解除された保険契約をもとに戻すことはできません。 ・保険料の自動振替貸付制度(保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度)はありません。
制度等	ご契約時に健康状態等を告知する義務があります。 ・新しい保険契約の責任開始の日 ⁶ を起算日として、告知義務違反 ⁶ による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、新しい保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、新しい保険契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために新しい保険契約が解除・取消となることがあります。
	新しい保険契約を解約する場合、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。 5
育英年金等の お支払い等	現在加入している保険契約のままであれば、育英年金等のお支払いや保険料の払込みを免除することができる場合であっても、新しい保険契約では、責任開始の日から3年以内の自殺や責任開始時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする入院等について、育英年金等のお支払いや保険料の払込みを免除することができないことがあります。

- ①詳細は、「13. 保険料の払込みの案 内と保険契約の解 除」を確認ください。
- ②契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができる場合があります。
- 詳細は、「19.契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

③責任開始の日

「6. 責任開始(保障の開始)と契約日」 参照

④告知義務違反

「5. 健康状態等の 告知義務」参照

与詳細は、「18. 解約と解約払戻金」 の「解約と解約払戻 金」を確認ください。

ご契約にあたって

5

健康状態等の告知義務

告知義務とは

契約者や被保険者は、ご契約時に健康状態等を当社に告知する義務があります。¹ また、契約者を変更する場合も、変更後の契約者は、変更時に健康状態等を当社に告知す る義務があります。¹

○生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態のよくない人や危険度の高い職業に従事されている人等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、契約者や被保険者には、健康状態等について当社に告知する義務があります。

1告知に加え、診査が必要となる場合があります。

告知の方法

契約者や被保険者は、「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま 正確にもれなく記入(告知)ください。

- ○告知事項は「告知書²」に記載しています。 また、当社指定の医師による診査を受ける際には、「告知書」に記載の事項のほか、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、同様に事実をありのまま正確にもれなく告知ください。
- ○告知にあたり、生命保険募集人³が、傷病歴や健康状態等について事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。



■当社指定の医師以外の職員に口頭で伝えただけでは告知にはなりません。

「告知書」に記入したことと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。 生命保険募集人や当社の確認担当職員[●]には告知を受ける権限がありません。 そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても 告知にはなりません。 ②告知書

当社所定の端末を使用する方法を含みます。

③生命保険募集人

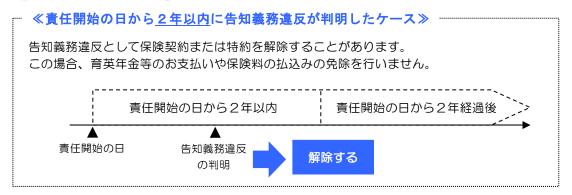
当社職員、募集代理 店および募集代理店 の取扱担当者をいい ます。

④確認担当職員当社が委託した確認担当者を含みます。

告知義務違反

▋「告知義務違反」があった場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

- ○契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを 告知した場合、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。(*) この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払 いします。
- 〇告知義務違反による保険契約または特約の解除に関する取扱いは、「責任開始²の日から告知義務 違反が判明するまでの期間」によって、次のとおりとなります。



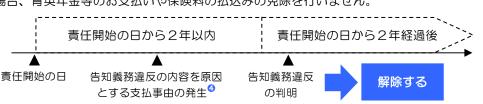
──≪責任開始の日から2年経過後に告知義務違反が判明したケース≫

告知義務違反による解除を行いません。



ただし、責任開始の日から2年以内に解除の原因となる事実により、育英年金等の支払事由や 保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあ

この場合、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。



- ○保険契約または特約を解除した場合でも、育英年金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発 生が、解除の原因となった事実によらないときには、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免 除を行います。
- 〇告知義務違反として保険契約または特約を解除する場合以外にも、育英年金等をお支払いできない ことがあります。

例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消⁶を理由とし て、保険契約または特約を取消すことがあります。この場合、育英年金等のお支払いや保険料の払 込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(*)告知にあたり、生命保険募集人が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた 場合、告知をしないことを勧めた場合または事実と異なることを告げることを勧めた場合、 当社は保険契約または特約を解除することはできません。

こうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が 告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知し たと認められるときには、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

●未払込保険料があ る場合、解約払戻金 から未払込保険料を 差引きます。

2責任開始

「6. 責任開始(保 障の開始)と契約日」 の「責任開始(保障 の開始)」参照

3責任開始時前に原 因が生じていたこと により、育英年金等 の支払いや保険料の 払込みの免除が行わ れない場合も同様の 取扱いとなります。

4 契約者保障保険料 払込免除特約につい ては、責任開始の日 から2年以内に、身 体障害者手帳の交付 がなく免除事由には 該当していない場合 でも、所定の身体障 がい状態に該当して いることをもって解 除することがありま

⑤詐欺による取消 「17. 育英年金等 をお支払いできない 場合」参照

傷病歴等がある場合の保険契約の引受け

傷病歴等があっても、加入できる場合があります。

- 〇傷病歴・通院事実等を告知した場合、後日所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となることがあります。
- ○告知等の結果をふまえ、当社は次のいずれかのとおり取扱います。
 - ・申込内容どおり引受ける。
 - 今回はお断りする。

6

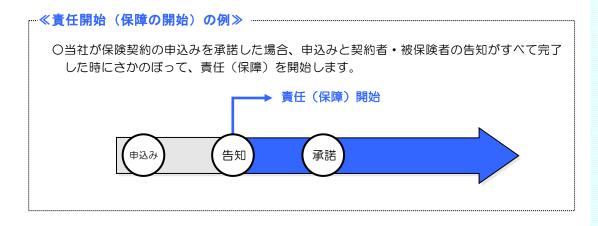
責任開始(保障の開始)と契約日

責任開始(保障の開始)

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと契約者・被保険者の告知がすべて完了した時から、当社は契約上の責任(保障)を開始します。

○

- ○保険契約は、保険契約の申込みを当社が承諾した場合に成立します。
- ○承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書²」を交付します。



・契約者を変更した 場合の取扱いについ ては、「21. 育英年 金受取人等の変更」の 「契約者の変更」を確 認ください。

2契約内容通知書

「2. 申込みに際して」の「申込みに際してのご留意点」参照

契約日

契約日は「契約内容通知書」で確認できます。

- 〇月払契約の申込みの際に、次のいずれかの特約を付加した場合、契約日は責任開始の日の属する月の翌月1日となります。
 - 保険料口座振替扱特約
- ・保険料クレジットカード扱特約
- 保険料団体扱特約
- ○年払契約や金融機関等への振込扱のご契約の場合、契約日は責任開始の日となります。

7

お子さまの出生前に加入する場合

こども保険は、お子さまの出生予定日の140日前から加入することができます。

※お子さまが生まれた際には、すみやかに当社まで連絡ください。

〇お子さまが複数で生まれた場合、次の人を被保険者とします。

・契約時に戸籍上の順位により被保険者を指定した場合:指定したお子さま

・契約時に指定しなかった場合 : 戸籍上、先順位のお子さま

〇お子さまが生まれる前に育英年金の支払事由に該当した場合(契約者が死亡した場合)は、次のとおりお支払いします。

第1回目の育英年金 : お子さまが生まれた日にお支払いします。

• 第2回目以後の育英年金:契約者が死亡した日の毎年の応当日にお支払いします。 2

注意

- ■出生のご連絡がない場合、当社がお子さまの出生の事実を確認できないまま 保険料を払込みいただくことになるため、お子さまが生まれた際には、すみ やかに当社まで連絡ください。
- ■万一、お子さまが生まれなかった場合、こども保険は無効として取扱います。 また、戸籍上の順位により被保険者を指定した場合、指定したお子さまが生 まれなかった場合も、こども保険は無効として取扱います。^⑤

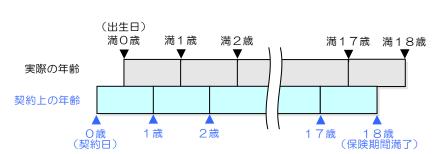
この場合、すでに払込まれた保険料を契約者に払戻しますので、すみやかに当社まで 連絡ください。

- ■お子さまの出生前にこども保険に加入した場合、お子さまの契約上の年齢は 契約日に0歳で加入したものとして保険期間を定めます。 そのため、保険期間満了年齢(18歳または22歳)と実際の年齢が異なる

てのため、保険期间両「平断(18歳または22歳)と美味の平原ことがあります。



保険期間:18歳満期



〇保険期間は契約上の年齢にもとづきます。

お子さまの出生前に18歳満期のこども保険に加入した場合、保険期間満了時のお子さまの実際の年齢は17歳となり、18歳の誕生日をむかえる前に保険期間が満了します。

●契約者保障保険料 払込免除特約を付加 する場合を含みます。

②保険期間中に限ります。

- 3この場合、契約者が死亡していたときでも育英年金はお支払いできません。

保障内容

こども保険

~お子さまの教育資金等に備える保険~

お支払いできる場合

お子さまの成長にあわせて、小学校、中学校、高校、大学に入学する時期にこども祝 金をお支払いします。⁰

満期を迎えたときには、満期祝金をお支払いします。 また、契約者が死亡した場合、育英年金をお支払いします。

「17. 育英年金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

1大学に入学する時 期のこども祝金については、保険期間が 22歳満期の場合の みお支払いします。

〇保険期間中に次の支払事由に該当した場合、祝金等をお支払いします。

	こども祝金	満期祝金	死亡保険金	育英年金
支払事由	被保険者が次の満年齢に 達した日の直後の2月 1日に生存していたとき 5歳10カ月 11歳10カ月 14歳10カ月 17歳10カ月 22歳満期の場合のみ	被保険者が保険期間満了時まで生存していたとき	被保険者が死亡したとき	契約者が死亡したとき
支払額	基準保険金額 ^❷ の10%	基準保険金額 ² の100%	別表2 [®] の 金額	基準保険金額®の40% 欠の日に被保険者が生存している場合に、それぞれお支払いします。 ・契約者が死亡した日・契約者が死亡した日の毎年の応当日®
受取人	H ₂	育英年金受取人		

〇育英年金をお支払いしている場合でも、こども祝金・満期祝金・死亡保険金はお支払いします。 この場合、こども祝金・満期祝金・死亡保険金は育英年金受取人にお支払いします。 6

②基準保険金額 こども祝金、満期祝 金および育英年金を お支払いするときの 基準となる金額で、 ご契約時に契約者に 指定いただきます。

3別表2参照

⁴次の場合、保険期 間の残存期間に対す る育英年金の現価に 相当する金額を一括 してお支払いしま す。

- ・ 育英年金受取人よ り育英年金の一括 支払の請求があっ たとき ・こども保険が消滅
- したとき

5保険期間中に限り ます。

6詳細は、「9. 育英 年金受取人•後継保 険契約者」を確認く ださい。

保険料の払込みが免除される場合

契約者が保険期間中に死亡した場合、将来の保険料の払込みを免除します。♡

保険料の払込みを免 除できない場合については、「17.育英 年金等をお支払いで きない場合」もあわせてお読みくださ

7契約者保障保険料 払込免除特約を付加 している場合は、 「8. 保障内容 ③ 契約者保障保険料払 込免除特約」もあわ せて確認ください。

扱い



■次の場合、こども保険は消滅します。

- ・保険期間が満了したとき
- ・被保険者が死亡したとき
- ・次のいずれかにより契約者が死亡したとき
 - 責任開始の日から3年以内の契約者の自殺
 - 育英年金受取人の故意
 - 戦争その他の変乱(ただし、育英年金を支払わない場合、または契約者の死亡による保険料の払込みの免除をしない場合に限ります。)

こども祝金の支払方法

こども祝金は自動的に据置かれます。

- ○こども祝金は、支払事由に該当した日から所定の利率¹により計算した利息をつけて自動的に据置かれます。
- ○据置かれたこども祝金は、次のときに契約者にお支払いします。

ただし、契約者が死亡している場合は育英年金受取人にお支払いします。2

- 契約者からの請求があったとき
- ・保険契約が消滅したとき
- (こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合は、こども保険とこども総合医療保険がともに消滅したとき)
- ○据置かれたこども祝金を請求する場合は、インターネットまたは必要書類の提出により手続きください。

 (2024年4月現在)



- ■こども保険にこども総合医療保険を組み合わせて加入し、保険期間中にこど も保険のみを解約した場合、据置かれたこども祝金は、次のときに契約者に お支払いします。
 - 契約者から請求があったとき
 - ・こども総合医療保険が消滅したとき

ただし、契約者が死亡している場合は後継保険契約者にお支払いします。



●所定の利率

利率は金利水準等により変動することがあります。 利率については、当社ホーハページを参

利率については、当 社ホームページを参 照ください。

②詳細は、「9.育英 年金受取人・後継保 険契約者」を確認く ださい。



③請求手続の詳細は、ニッセイトーを は、ニッセイトーを りのお客様マートナーを りのお客様マールで はニッセでご連絡の え確認ください。

また、当社ホームペ ージでも参照できま す。

こども総合医療保険

~お子さまの入院・手術等に備える保険~

保障内容

お子さまへの保障の対象と給付金の名称は次のとおりです。

手術・放射線治療は公的医療保険制度の対象となっているもの等を保障します。 なお、こども総合医療保険には、お子さまの死亡保障や解約払戻金はありません。

①一部支払対象とな らないものがありま す。
次ページ以降を確認 ください。

保障の対象

病気等が原因で1泊2日以上の所定の入院をしたとき

疾病入院給付金

給付金の名称

入 院

不慮の事故が原因で1泊2日以上の所定の入院をした

災害入院給付金

入院療養給付金❷

丰 術 1泊2日以上の入院中に所定の手術を受けたとき

外来や日帰り入院中に所定の手術を受けたとき

入院給付金の支払対象となる所定の入院をしたとき

手術給付金(20倍)

手術給付金(5倍)

放射線 治療

所定の放射線治療を受けたとき

放射線治療給付金

②入院療養給付金

給付金の種類の型で 「入院療養給付金あ り型」を選択した場 合にお支払いしま す。

保険料の払込みが免除される場合

契約者が保険期間中に死亡した場合、将来の保険料の払込みを免除します。^⑤



■次の場合、こども総合医療保険は消滅します。

- 保険期間が満了したとき
- ・被保険者が死亡したとき
- 次のいずれかにより契約者が死亡したとき⁶
 - 責任開始の日から3年以内の契約者の自殺
 - 後継保険契約者の故意
 - 戦争その他の変乱(ただし、契約者の死亡による保険料の払込みの免除をしな い場合に限ります。)
- ■被保険者が死亡した場合には、すみやかに当社に連絡ください。

被保険者が死亡した場合、ご契約は消滅し、契約者もは、前納した保険料の残額、積 立てた配当金等があるときは、これらを受取ることができます。

■公的医療保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、こ ども総合医療保険の支払事由を変更することがあります。 この場合、支払事由を変更する2カ月前までに契約者宛に連絡します。

保険料の払込みを免 除できない場合については、「17.育 英年金等をお支払い できない場合」もあわせてお読みくださ

- 3契約者保障保険料 払込免除特約を付加 している場合は、 「8. 保障内容 契約者保障保険料払 込免除特約」もあわ せて確認ください。
- 4型約者保障保険料 払込免除特約によっ て保険料の払込みが 免除された場合は、 契約者が死亡しても こども総合医療保険 は消滅しません。

6契約者

契約者が死亡してい る場合、後継保険契 約者が受取人となり ます。

保険契約の型

ご契約時に型を選択することで、入院の保障内容を設定できます。

給付金の種類の型

入院療養給付金あり型



入院療養給付金なし型

入院時初期費用等を保障する

一時金(入院療養給付金)の有無



■ご契約時に選択した型を変更することはできません。

入院の保障

お支払いできる場合

「17. 育英年金等をお支払いできない場合」もあわせてお 読みください。

被保険者が所定の入院をした場合、契約者に給付金をお支払いします。 入院療養給付金は「入院療養給付金あり型」を選択した場合にお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、給付金をお支払いします。

●

疾病入院給付金

災害入院給付金

入院療養給付金²

支払事由

疾病または骨髄幹細胞の採取 術[®]のため、1泊2日以上の入 院をしたとき[©]

不慮の事故⁶で、1泊2日以上 の入院⁶をしたとき 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院⁶をしたとき

(入院1回につき) こども総合医療保険の 入院給付日額×5倍 れ責任開始時以後に生じた疾病・不慮の事故を直接の原因とする入院であることが必要です。

1 給付金の支払事由

への該当は、それぞ

支払事由の詳細は、約款を確認ください。

②入院療養給付金

「入院療養給付金あ り型」を選択した場 合にお支払いしま す。

❸骨髄幹細胞の採取 術

次ページ参照

◆疾病のための入院は、別表4に定める入院である必要があります。

骨髄幹細胞の採取術のための入院は、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受ける必要があります。

日不慮の事故

別表3参照

⑥入院

別表4参照

▽契約者 契約者が死亡している場合、後継保険契約者が受取人となります。

3異常分娩 別表6参照

②病院または診療所別表5参照

(入院1回につき) こども総合医療保険の入院給付日額×入院日数

取人

支払額

契約者₹



- ■疾病入院給付金・災害入院給付金は、重複してお支払いできません。 疾病入院給付金・災害入院給付金の支払事由が重複した場合、疾病入院給付金を優先 してお支払いします。(災害入院給付金は重複してお支払いできません。)
- ■支払対象は治療を目的とする入院であるため、例えば、次の入院は支払対象 となりません。
 - ・美容上の処置による入院
 - ・治療を主たる目的としない診断のための検査による入院
 - ・介護を主たる目的とする入院
 - ・正常分娩による入院(異常分娩³による入院は支払対象となります。)
- ■支払対象となる入院は、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、 自宅等での治療または通院による治療によっては治療の目的を達すること ができないため、病院または診療所[®]に入り、常に医師または歯科医師の管 理下において治療に専念すること等、所定の入院であることを要します。
- ■すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日から180日経過後に新たに開始された入院であることを要します。
- ■骨髄幹細胞の採取術のための入院の保障は、責任開始の日から1年経過後の 入院に限ります。

お支払いできる限度

疾病入院給付金・災害入院給付金は、それぞれ1回の入院につき124日、通算1,095日を限度にお支払いします。

入院療養給付金は、30回を限度にお支払いします。



■入院を2回以上した場合でも1回の入院とみなすことがあります。

例えば、疾病で2回入院した場合、初回入院の退院日の翌日から180日以内に開始した2回目の入院は、初回入院とあわせて1回の入院とみなし、その入院の原因にかかわらず、1回の入院の支払日数の限度を適用します。

骨髄幹細胞の採取術等についての解説

「骨髄幹細胞の採取術」とは・・・

〇白血病や再生不良性貧血等の患者に対して、骨髄幹細胞を移植すること(骨髄移植術)を目的として、健康な骨髄から骨髄幹細胞を採取することを骨髄幹細胞の採取術といいます。骨髄幹細胞の採取術には、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。

「骨髄移植術」とは・・・

〇白血病や再生不良性貧血等の治療を目的として、患者に骨髄幹細胞を移植することをいいます。 末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても、 骨髄移植とみなします。

「骨髄幹細胞の採取術」、「骨髄移植術」を受けた場合の保障

〇骨髄幹細胞の採取術を受けた人(提供者)および骨髄移植術を受けた人(受容者)は、入院給付金等の支払対象となります。

※ただし、自家移植[●]の場合は、提供者として受けた骨髄幹細胞の採取術は、入院給付金等の支払対象とはなりません。

(受容者として受けた骨髄移植術は、入院給付金等の支払対象となります。)

●自家移植

骨髄幹細胞または末 梢血幹細胞の提供者 と受容者が同一人と なる移植をいいま す。

手術の保障

お支払いできる場合

「17.育英年金等 をお支払いできない 場合」もあわせてお 読みください。

1給付金の支払事由 への該当は、それぞ

れ責任開始時以後に 生じた疾病・不慮の 事故を直接の原因とする手術であること

支払事由の詳細は、

約款を確認くださ

被保険者が所定の手術を受けた場合、契約者に給付金をお支払いします。

〇被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、給付金をお支払いします。 0

手術給付金(20倍)

手術給付金(5倍)

支払事

苗

次の(1) および(2) をともに満たしたとき

- (1)疾病または不慮の事故2で、所定の手術を 受けたこと
- (2) 1泊2日以上の入院中の手術であること

(手術1回につき)

こども総合医療保険の

入院給付日額×**20倍**

次の(1) および(2) をともに満たしたとき

- (1)疾病または不慮の事故2で、所定の手術を 受けたこと
- (2) 外来または日帰り入院中の手術であること

(手術1回につき) 入院給付日額×5倍

こども総合医療保険の

2 不慮の事故 別表3参照

が必要です。

支払額

なし

300

取

支払対象となる手術

契約者❸

■公的医療保険制度[©]にもとづく医科診療報酬点数表[®]によって、手術料の算定対象 として列挙されている手術

ただし、次のA~Gの手術は対象から除外されます。

A. 創傷処理

- B. 皮膚切開術
- C. デブリードマン
- D. 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- E. 外耳道異物除去術
- F. 鼻内異物摘出術
- G. 抜歯手術

■先進医療に該当する手術

ただし、次のア~ウは対象から除外されます。

- ア. 上記A~Gの手術
- イ. 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
- ウ. 手術に該当しない診療行為(検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価お よび検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、 局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為)
- ■公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって、輸血料の算定対象とし て列挙されている骨髄移植術 (末梢血幹細胞移植・臍帯血幹細胞移植も骨髄移植と みなします。)
- ■骨髄幹細胞の採取術⁶(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みま

❸契約者

契約者が死亡してい る場合、後継保険契 約者が受取人となり ます。

公的医療保険制度 別表7参照

⑤医科診療報酬点数

別表8参照

①骨髄移植術、骨髄 幹細胞の採取術 前ページ参照



■先進医療については、次の制限があります。

- ・支払対象となる先進医療は、手術を受けた時点において、厚生労働大臣が先進医療と して定める医療技術・適応症・医療機関に該当している場合に限ります。 08
- 厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・医療機関は随時見直しされ ます。手術を受けた時点において、先進医療に該当しない場合は、支払対象となりま せん。



が詳細は、当社ホー ムページを参照くだ

❸別表1○参照

次ページにつづく



- ■支払対象は治療を直接の目的とする手術であるため、例えば、次の手術は支 払対象となりません。
 - ・病院または診療所⁰以外での手術
 - ・美容整形上の手術
 - ・疾病を直接の原因としない不妊手術
 - ・診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術
- ■複数の手術を受けた場合でも、次の場合には1つの手術についてのみ手術給付金 をお支払いします。
 - ・同一日に複数回の手術を受けた場合
 - 手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定される手術²を受けた場合
- ■手術料が1日につき算定される手術^②を受けた場合、その手術を受けた1日目 についてのみ手術給付金をお支払いします。
- ■骨髄幹細胞の採取術の保障は、責任開始の日から1年経過後の手術に限ります。

①病院または診療所 別表5参照



②対象の手術については、当社ホームページを参照ください。

放射線治療の保障

お支払いできる場合

「17. 育英年金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が所定の放射線治療を受けた場合、契約者に給付金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、給付金をお支払いします。

●

放射線治療給付金

支払事中

疾病または不慮の事故で、所定の放射線治療を受けたとき

支払額

(放射線治療1回につき) こども総合医療保険の入院給付日額×10倍

なし (ただし、60日の間に1回)

契約者❸

受取人

支払限度

支払対象となる放射線治療

- ■公的医療保険制度⁶にもとづく医科診療報酬点数表⁶によって、放射線治療料の算定 対象として列挙されている放射線治療
- ■先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による放射線治療

● 計給付金の支払事由 への該当は、責任財 始時以後に生じた病・不慮の事故を 接に事故をするることが 接治療であることが 必要です。

支払事由の詳細は、約款を確認ください

②不慮の事故 別表3参照

②契約者

契約者が死亡している場合、後継保険契約者が受取人となります。

◆公的医療保険制度 別表7参照

⑤医科診療報酬点数 表

別表8参照



- ■先進医療については、次の制限があります。
 - ・支払対象となる先進医療は、放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が先進 医療として定める医療技術・適応症・医療機関に該当している場合に限ります。 ⁶¹
 - 厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・医療機関は随時見直しされます。放射線治療を受けた時点において、先進医療に該当しない場合は、支払対象となりません。
- ■支払対象は治療を直接の目的とする放射線治療となります。
- ■次の放射線治療は支払対象となりません。
 - ・病院または診療所³以外での放射線治療
 - •血液照射
- ■すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合には、放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療日から60日経過後に受けた放射線治療であることを要します。



6詳細は、当社ホームページを参照ください。

7別表1○参照

③病院または診療所 別表5参照

②血液照射

被保険者が受ける放射線治療ではなく、 輸血用血液に対している 輸のであるため、ても がするとなりません。

保険料の払込みを免 除できない場合に

いては、「17.育 英年金等をお支払い できない場合」もあ わせてお読みくださ

③ 契約者保障保険料払込免除特約

~契約者が所定の3大疾病等により所定の事由に該当した場合に 保険料の払込みが免除される特約~

保険料の払込みが免除される場合

契約者が所定の3大疾病、所定の身体障がい状態(身体障害者手帳1~3級)、所定 の要介護状態(要介護2以上等)のいずれかにより所定の事由に該当した場合、将来 の保険料の払込みが免除されます。

- 〇こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合で、契約者保障保険料払込免除特約を付 加するときは、こども保険・こども総合医療保険それぞれに契約者保障保険料払込免除特約が付加 されます。
- ○契約者が保険期間中に次の保険料の払込みの免除事由 (に該当した場合、将来の保険料の払込みが 免除されます。

① 免除事由の詳細 は、約款を確認くだ

さい。

②がん(悪性新生物) 「用語の説明」の 「1. ご契約のしお り等における表記」

❸診断確定

参照

「③契約者保障保険 料払込免除特約」の 診断確定に関する 「注意」参照

④急性心筋梗塞

別表12参照

⑤労働の制限を必要 とする状態

軽い家事等の軽労働 や事務等の座業はで きるが、それ以上の 活動では制限を必要 とする状態をいいま す。

①手術

別表15参照

7 脳卒中

別表13参照

③神経学的後遺症

- 言語障がい
- 運動失調
- 麻痹

②公的介護保険制度 別表16参照

等

⑩要介護2以上 別表17参照

①要介護状態

別表18参照

<u>がん(悪性新生物)</u>❷

責任開始時前を含めて初めてがん(悪性新生物)と診断確定³されたとき

<u>急性心筋梗塞</u>❷

責任開始時以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の(1)または(2)に 該当したとき

- (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態⁶が 継続したと診断されたとき
- (2)急性心筋梗塞の治療のための手術⁶を受けたとき

脳卒中

責任開始時以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の(1)または(2)に該当 したとき

- (1)初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な神経学的後遺症[®]が継続 したと診断されたとき
- (2) 脳卒中の治療のための手術⁶を受けたとき

身体 障がい

保険料の払込みの免除事由

3大疾病

次の(1) および(2) をともに満たしたとき

- (1) 責任開始時以後の傷病を原因として、身体障害者福祉法に定める1級、2級ま たは3級の障がいに該当したこと
- (2) (1) の障がいに対する身体障害者手帳の交付があったこと

介護

- 責任開始時以後の傷病を原因として、次の(1)または(2)の状態に該当したとき
 - (1)公的介護保険制度 $^{oldsymbol{9}}$ に定める要介護2以上 $^{oldsymbol{0}}$ の状態に該当していると認定された
 - (2) 所定の要介護状態[®]に該当した日から180日以上要介護状態が継続したこと を診断確定されたこと
- ○2つ以上の障がいに該当したことにより、1~3級の身体障害者手帳の交付があった場合も保険料 の払込みの免除の対象となります。

例えば、4級の障がいに2つ該当した場合、身体障害者福祉法にもとづき、3級の身体障害者手帳

33

が交付されることがあります。(2024年1月現在)



- ■がん(上皮内新生物等)¹⁰と診断確定された場合、保険料の払込みの免除事由には該当しません。
 - 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは、がん (悪性新生物)ではなく、がん (上皮内新生物等)に該当するため、診断確定されたとしても、保険料の払込みの免除事由には該当しません。
- ■がん(悪性新生物)の診断確定とは、がん(悪性新生物)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたことをいいます。 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定 も認めることがあります。^②
- ■保険料の払込みの免除事由に該当した場合、その時までに到来している保険料期間の未払込保険料[®]が払込まれなければ、当社は保険料の払込みを免除できません。
- ■身体障害者福祉法、公的介護保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、保険料の払込みの免除事由を変更することがあります。 この場合、保険料の払込みの免除事由を変更する2カ月前までに契約者宛に 連絡します。
- ■この特約を保険期間の途中で付加することはできません。

●がん(上皮内新生物等)

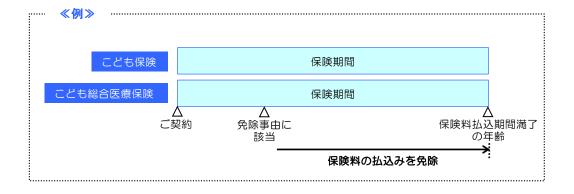
「用語の説明」の 「1. ご契約のしお り等における表記」 ^{参照}

②例ないないでは、 の医のたとは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のでいる。 のでいる。 のでいる。 でいる。 のでいる。 でいる。 のでいる。 でいる。 のでいる。 でいる。 のでいる。 のでい。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでい。 のでいる。 のでい。 のでいる。 のでいる。 のでい。 のでい。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでいる。 のでい。 のでいる。 のでい。 ので、 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 のでい。 。

③こども保険にこど も総合医療保険を組 み合わせている場合 は、組み合わせた保 険契約すべての未払 込保険料となりま す。

保険料の払込みが免除される期間について

▋保険料の払込みが免除される期間は、保険料の払込期間が満了する日までです。



保険料の払込みを免除できない場合

がん(悪性新生物)と診断確定された場合または1~3級の身体障害者手帳の交付が あった場合でも、保険料の払込みが免除できない場合があります。

(1)がん(悪性新生物)と診断確定されても保険料の払込みが免除できない場合

○契約者が責任開始前にがん(悪性新生物)と診断確定されていた場合、保険料の払込みを免除 できません。

この場合、責任開始時以後に新たにがん(悪性新生物)と診断確定された場合であっても、保険料の払込みを免除できません。

〇契約者が不担保期間(責任開始の日から90日間)にがん(悪性新生物)と診断確定された場合、保険料の払込みを免除できません。

不担保期間が経過した後に、新たにがん(悪性新生物)と診断確定された場合には、保険料の払込みの免除の対象となります。

ただし、不担保期間が経過した後にがん(悪性新生物)と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん(悪性新生物)の再発・転移等と認められるときは、保険料の払込みを免除できません。

(2) 1~3級の身体障害者手帳の交付があっても保険料の払込みが免除できない場合

- ○2つ以上の障がいに該当したことにより、1~3級の身体障害者手帳の交付があった場合でも、 次の場合は、保険料の払込みを免除できません。
 - ・一部の障がいが免責事由に該当する場合や、障がいの原因が責任開始時前に生じていた場合等で、その障がいを除いた他の障がいが1~3級の障がいに該当しない場合^②

①不担保期間(責任 開始の日から90日 間)が経過した後に 診断確定された場合 であっても、保険料 の払込みは免除でき ません。

②詳細は、「17. 育英年金等をお支払いできない場合」の 事例(3)を確認く ださい。

9

育英年金受取人·後継保険契約者

育英年金受取人・後継保険契約者の指定

契約者は、あらかじめ当社所定の範囲内で育英年金受取人・後継保険契約者を1人指 定ください。

こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合、育英年金受取人と後継保 険契約者は同一人となります。

- ○育英年金受取人・後継保険契約者は次の人をいいます。
 - <育英年金受取人>

契約者が保険期間中に死亡した場合に契約者の権利および義務[®]のすべてを引継ぎ、こども保険の育英年金、こども祝金、満期祝金および死亡保険金を受取る人です。

<後継保険契約者>

契約者が保険期間中に死亡した場合に契約者の権利および義務のすべてを引継ぎ、こども総合医療保険の給付金²を受取る人です。

- ○育英年金受取人・後継保険契約者は次の範囲内で指定ください。
 - 被保険者
 - ・被保険者の両親・親族
 - その他被保険者を扶養する人

●契約者の権利および義務

祝金を受取る権利や 住所変更をした際に 当社へ通知する義務 等をいいます。

❷こども総合医療保険の給付金

被保険者を育英年金受取人・後継保険契約者とみなす取扱い

○育英年金受取人・後継保険契約者の死亡後に、契約者により新たな育英年金受取人・後継保険契約者への変更⁶が行われていない場合、被保険者を育英年金受取人・後継保険契約者とみなします。

 ③育英年金受取人・ 後継保険契約者の変更については、 「21.育英年金受取人等の変更」を確認ください。

配当金

当社の決算により剰余金が生じた場合、契約者に配当金をお支払いします。

○配当金は、毎年の決算により生じた剰余金から割当てられ、次の契約応当日から所定の利率・に より計算した利息をつけて積立てます。⁰

積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。

- 契約者からの請求があったとき
- ・保険契約が消滅したとき

(こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合は、こども保険とこども総合医療 保険がともに消滅したとき)



- ■契約者保障保険料払込免除特約には、配当金がありません。
- ■当社の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金をお支払いできない 場合があります。



1所定の利率利率は金利水準等に より変動することが あります。

利率については、当 社ホームページを参 照ください。

2そのほかに、ご契 約後所定年数を経過 し、かつ、所定の要件を満たす保険契約 に対し、配当金をお支払いする場合があ ります。

11

保険料の払込方法

保険料の払込経路

保険料の払込経路には、口座振替扱、団体扱、金融機関等への振込扱、クレジットカード扱があります。

〇こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合、保険料の払込経路・取扱内容は、いず れも同一となります。

払込経路 取扱内容

口座振替扱

銀行等の金融機関[®]の口座から、自動的に保険料が振替えられます。®

団体扱

当社と団体取扱契約を締結されている勤務先等の団体を経由して、保険料を払込みいただきます。

金融機関等への 振込扱 当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等に保険料を払込みいただきます。

クレジットカード扱

クレジットカード[●]により、保険料を払込みいただきます。^②



■保険料の払込経路によっては、保険料が異なることがあります。 このため、払込経路を変更する場合、保険料が変更となることがあります。

保険料の払込回数

保険料の払込回数には、月払、年払があります。

○月払の場合、毎月1回、保険料を払込みいただきます。 年払の場合、毎年1回、保険料を払込みいただきます。 なお、こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合、保険料の払込回数は、いずれも 同一となります。

○当社の定める範囲内で、保険料をまとめて払込む方法があります。

なお、こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合で保険料を一括払込や前納によって払込む場合は、各保険契約の保険料をまとめて払込みください。

まとめて	払込	回数	しくみ
払込む方法	込む方法 月払 年払	年払	
一括払込	0	×	当月分以後の3カ月分~12カ月分の保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、所定の率 ⁶ で保険料を割引きます。
前納	×	0	所定の範囲内で保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、 所定の利率 [©] で保険料を割引きます。 まとめて払込まれた保険料は、所定の利率 [©] により計算した利息 をつけて積立て、契約応当日ごとに保険料に充当します。

○一括払込または前納を利用した場合、保険契約が消滅等[®]したときには、一括払込または前納した 保険料の残額があれば契約者に払戻します。

●銀行等の金融機関、クレジットカー

当社が指定した銀行 等の金融機関、クレ ジットカード発行会 社に限ります。

②各経路に応じた特約を付加していただきます。

当社が特約の付加を 取扱っていない場合 は、その経路への変 更はできません。

③第1回目の保険料は、当社が送付する 払込用紙で、指定の 金融機関等に払込み いただきます。

◆保険料の払込回数は相互に変更することができます。

この場合、当社所定の契約応当日から保険料の払込回数を変更します。

なお、保険料の払込 みが免除されたとき は変更できません。



日所定の率

率については、当社 ホームページを参照 ください。



6 所定の利率

利率は金利水準等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

7 消滅等

保険契約の減額や保険料の払込みの免除等を含みます。



■こども保険・こども総合医療保険・契約者保障保険料払込免除特約のいずれ かを解約した場合、または基準保険金額等を減額した場合は、一括払込・前 納の効力は失われます。この場合、各保険契約の一括払込または前納した保 険料の残額をあわせて契約者に払戻します。

保険契約の消滅等による払戻し(年払契約の場合)

保険契約の消滅等♥により保険料の払込みが不要となった場合、払込まれた保険料の -部に相当する額を契約者に払戻します。

保険料相当額を 払戻す場合	年払契約で、保険料が払込まれた後に、保険契約の消滅等 [®] により保険料の払込みが不要になった場合
払戻す金額	すでに払込まれた保険料のうち、次の期間に対応する保険料相当額 期間:保険料の払込みが不要となった日の翌日以後、最初に到来する月ごと応 当日から、その月ごと応当日の属する保険料期間®の末日までの月数

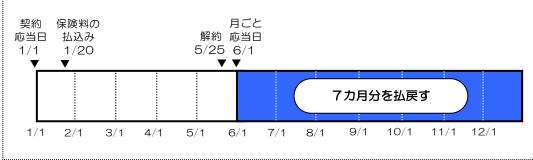
≪保険契約の消滅等による払戻しの例≫

【**年払契約**】契約応当日:1月1日 月ごと応当日:各月1日

保険料の払込み:1月20日 解約:5月25日

〇保険料の払込みが不要となった日は保険契約を解約した5/25であり、その翌日以後 最初に到来する月ごと応当日は6/1となります。

したがって、6/1から12/31までの7カ月分の保険料相当額を払戻します。





■保険料の払込回数が月払の保険契約については、上記「保険契約の消滅等に よる払戻し (年払契約の場合)」の取扱いはありません。

●消滅等

保険契約の減額や保 険料の払込みの免除 等を含みます。

②保険料期間「12.保険料の払込期月・保険料期間」 の「保険料期間」参

12

保険料の払込期月・保険料期間

保険料の払込期月

毎回の保険料を払込みいただく期間のことを、払込期月といいます。 保険料は払込期月内に払込みください。

〇保険料の払込期月は次のとおりです。

払込期月

第1回目の保険料

責任開始の日から翌月の末日まで

第2回目以後の保険料

月ごと応当日(年払の場合は契約応当日)の属する月の1日から末日まで

〇こども保険にこども総合医療保険を組み合わせた場合、それらの保険料はあわせて払込むこととなります。

-- ≪保険料の払込期月の例≫ ---

【月払契約】契約日:4月1日 月ごと応当日:各月1日 ○第1回目の保険料は、3/20から4/30の間に払込みください。 ○第2回目の保険料は、5/1から5/31の間に払込みください。 第1回目の保険料の払込期月 3/20~4/30 4/30 5/31 3/31 5/1 責任開始の日 契約日 月ごと応当日 第2回目の保険料の 払込期月 5/1~5/31



- ■払込期月内に保険料の払込みがない場合、当社は保険料の払込みを案内します。
- ■こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合、いずれかの保険 料のみを払込むことはできません。

保険料期間

払込まれた保険料が充当される期間を、保険料期間といいます。

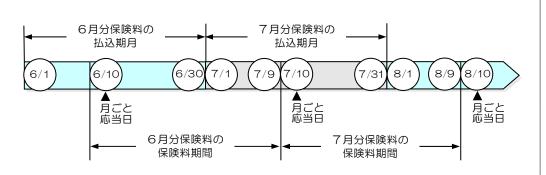
- ○保険料期間は、月ごと応当日(年払の場合は、契約応当日)からその翌月の月ごと応当日(年払の場合は、その翌年の契約応当日)の前日までの期間です。 ¹
- 〇月払契約については、契約日が月の1日の場合、払込期月と保険料期間は同じ期間ですが、契約日が月の1日でない場合は、払込期月と保険料期間は異なる期間になります。

≪保険料期間の例1≫ … 【月払契約】契約日:4月1日 月ごと応当日:各月1日 ○払込期月と保険料期間は同じ期間になります。 6月分保険料の 7月分保険料の 払込期月 払込期月 6/30 7/1 8/1 6/1 7/31 | 月ごと 応当日 一 月ごと 応当日 月ごと 応当日 6月分保険料の 7月分保険料の 保険料期間 保険料期間 6月分保険料で、6/1~6/30の期間を保障します。 7月分保険料で、7/1~7/31の期間を保障します。

≪保険料期間の例2≫ ……

【月払契約】契約日:4月10日 月ごと応当日:各月10日

○払込期月と保険料期間は異なる期間になります。



- 6月分保険料で、6/10~7/9の期間を保障します。
- 7月分保険料で、7/10~8/9の期間を保障します。

1第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと応当日(年払の場合は、その翌年の契約応当日)の前日までの期間です。

保険料の払込みの案内と保険契約の解除

保険料の払込みの案内と解除の取扱い

保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えた場合、保険契約は解除されます。

- 〇払込期月内に契約者から保険料の払込みがない場合、当社は次の内容を契約者に通知します。
 - 保険料の払込みの案内(催告¹)
 - 解除予定日の前日までに保険料が払込まれなければ、解除予定日の到来をもって保険契約を解 除すること
- ○解除予定日は、払込期月の経過後3カ月目の月における月ごと応当日です。

---≪保険料の払込みの案内と保険契約の解除の例≫ 【月払契約】契約応当日:1月1日 月ごと応当日:各月1日 6/30までに払込まれなければ解除 払込期月 $4/1 \sim 4/30$ 払込期月 1カ月 2カ月 3カ月 7/1 (解除予定日) 月ごと応当日 3カ月目の月における 保険料の払込みの案内 月ごと応当日 および解除予定日の通知

○解約払戻金がある場合は、解約払戻金から解除日までに到来している保険料期間の未払込保険料を 差引いてお支払いします。



- ■こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合、いずれかの保 険料のみを払込むことはできません。
 - そのため、保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えた場合、こども保 険とこども総合医療保険はともに解除されます。
- ■この保険には、保険料の自動振替貸付制度(保険料の払込みがない場合に、 所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度)はありません。 契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる

場合があります。⁰

■当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず

住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に保険料の払込みの 案内および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない 場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過し た時に当社からの通知が到達したものとみなし、保険契約が解除されるこ とになります。

- ■解除予定日の前日が営業日[©]でない場合であっても、解除予定日は変更され ません。
- ■解除された保険契約を元に戻すことはできません。

払込期月内に保険料 の払込みがない保険 契約の契約者に対 し、当社が保険料の 払込みを請求するこ とをいいます。

2詳細は、「19. 契 約貸付制度」の「契 約貸付制度を利用し た保険料の払込み」 を確認ください。

3詳細は、「22. 住 所等の変更に伴う手 続き」を確認くださ

4 営業日

営業日とは、次の日 を除く日をいいま す。 ・土曜日、日曜日

- 「国民の祝日に関 する法律」に規定 する休日
- 12月31日から 翌年1月3日 (2024年1月現 在の取扱いです。)

●こども祝金、満期 祝金については、請 求手続が異なる場合

詳細は、次を確認く

「14. 育英年金

等の請求」の「満 期祝金の請求時に

おける簡便な取扱

• 「8. 保障内容 ①こども保険」の「こども祝金の支

があります。

611

払方法」

11

育英年金等の請求

育英年金等の請求手続の流れ

育英年金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由に該当した場合には、すみやかに 当社に連絡ください。

○育英年金等は次の請求手続の流れに沿って育英年金等の受取人から行ってください。

お客様

日本生命(当社)

1 事前に確認ください

- ●連絡いただいた際には、右記の事 項についてお伺いしますので、事 前に確認ください。
- ※ご契約内容や請求内容によっ ては、右記以外の事項をお伺い することがあります。
- 契約番号
- 契約者名 被保険者名
- ・事故や病気等、請求の原因

【死亡した場合】

- ・死亡した日
- ・受取人のお名前

連絡

入院・手術の有無

【入院・手術等の場合】

- ·請求内容 [入院、手術(名称)等]
- ・入院日と退院日
- ・受傷日

当社に連絡ください

- ●ニッセイトータルパートナー、最寄り のお客様窓口またはニッセイコールセ ンターに連絡ください。
- ●受取人が請求できない事情によって は、あらかじめ指定した指定代理請求 人から請求できます。

3 請求方法を案内します

- お客様に準備いただく書類等、詳しい 説明をします。
- 記入いただく書類は郵送または担当者 が案内します。

案 内

提出

4 必要書類を提出ください

- ●当社へ提出いただく書類に必要事項を 記入・押印ください。
 - ※書類の準備にかかる費用はお客様 のご負担となります。
- ●すべての書類の準備が整いましたら当 社へ提出ください。

6 受取内容(金額)を確認くださ い

●支払額の明細書が届きましたら、受取 内容(金額)を確認ください。

5 提出いただいた書類の内容を確 認し、育英年金等を送金します

- 提出いただいた書類の内容を当社にて 確認します。
 - ※確認の結果によっては、育英年金等を お支払いできない場合があります。
- 提出いただいた書類の他に事実の確認 を必要としない場合は、書類が当社に到 達した日 の翌日から5営業日以内に育 英年金等をお支払いします。
 - ※契約者・被保険者を診療した医師への 照会等、事実の確認のため日数を要す る場合は、5営業日以内のお支払いが できないことがあります。[©]
- ●育英年金等は請求時に指定いただいた 金融機関の口座に送金します。

○お客様情報、申込内容、告知内容または育英年金等の請求内容等の確認のため、当社の確認担当職 員⁵が、契約者・被保険者・受取人に訪問や電話をすることがあります。

また、契約者・被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認することがあります。

送金

③書類が当社に到達 した日

②詳細は、「15. 指定代理請求人によ

る請求」を確認くだ

さい。

完備された書類が当 社に到達した日をい います。

母5営業日以内のお 支払いができない場 合については、次ページを確認くださ

母確認担当職員

当社が委託した確認 担当者を含みます。

育英年金等のお支払いの時期

育英年金等の請求があった場合、当社は必要書類が当社に到達した日の翌日から5営 業日以内に育英年金等をお支払いします。

ただし、当社に提出いただいた書類だけではお支払いするための確認ができない場合、 5営業日以内にお支払いできないことがあります。

○当社に提出いただいた書類だけでは確認ができず、5営業日[®]以内にお支払いできない場合は、次の取扱いとなります。

		育英年金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
(1)	育英年金等をお支払いするために確認が必要な次の場合? ア. 育英年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 イ. 育英年金等のお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ウ. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 エ. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	書類が当社に到達 した日の翌日から 45日以内
(2)	上記(1)の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ア. 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 イ. 刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合 ³ ウ. 日本国外における確認が必要な場合	書類が当社に到達 した日の翌日から 180日以内

〇支払期限をこえて育英年金等をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。



■育英年金等をお支払いするための確認等に際し、契約者、被保険者または育 英年金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、またはその確認等に 応じなかった場合[©]は、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責 任を負わず、その間は育英年金等をお支払いできません。

●営業日

営業日とは、次の日を除く日をいいます。

- ・土曜日、日曜日
- 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から 翌年1月3日 (2024年1月現 在の取扱いです。)
- 2(2)に該当しな い場合に限ります。
- ③(1)の「イ」および「エ」の確認を行う場合に限ります。

⁴当社の指定した医師による必要な診断に応じなかった場合を含みます。

保険金・給付金のお受取りに関する相談窓口

育英年金や入院・手術等の給付金のお受取りに関する相談窓口を開設しています。

- ※2024年4月現在の取扱いを記載しています。
- 〇ご契約の解除や育英年金等のお受取りに関して不明な点や納得いただけない点がございましたら、 次の相談窓口までお問合せください。
 - ■保険金・給付金のお受取りに関する相談窓口

0120-812-196

通話料無料

〔受付時間〕月~金曜日 9:00~17:00 (祝日、12/31~1/3を除く) ※電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音させていただく ことがありますので、あらかじめご了承ください。

社外弁護士相談制度

当社の説明に納得いただけず、第三者に相談をお考えのお客様には、社外弁護士⁰を 紹介し、無料でご相談いただける「社外弁護士相談制度」を開設しています。

- ※2024年4月現在の取扱いを記載しています。
- ○社外弁護士相談制度の利用を希望される場合は、次の事務局までお問合せください。
 - 計外弁護士相談制度事務局

0120-227-580

通話料無料

〔受付時間〕月~金曜日 9:00~17:00 (祝日、12/31~1/3を除く)

- ※上記の事務局へ予約のうえでのご相談となりますので、ご了承ください。
- ※電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音させていただく ことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ○保険金・給付金の受取内容について再査定が必要な場合は、「支払サービス審査会♡」にて審議を 行います。

●社外弁護士

当社とは顧問契約を 締結していない弁護 士をいいます。

②支払サービス審査

保険金・給付金に関 するお客様からの異 議等を受け支払査定 の適切性の審査等を 行い、支払担当部門 に保険金・給付金に 関する勧告を行う機 関です。

満期祝金の請求時における簡便な取扱い

一定の条件を満たす場合、必要書類を提出いただかなくても、当社は満期祝金の受取 人である契約者から請求があったものとして、あらかじめ指定いただいた金融機関の 口座に満期祝金⁰を送金します。

○当取扱いの対象は、次のすべての条件を満たす満期祝金です。

- ・育英年金または死亡保険金の支払事由に該当した旨の通知が保険期間満了日の翌日までにないこと
- その他当社の定める基準を満たすこと
- 〇満期祝金のお支払いに際し、事前にお支払いについての案内を送付し、当取扱いの対象かどうかの 案内や送金する金融機関の口座の確認等を行います。
- 〇当取扱いの対象となる場合、保険期間満了日の翌日に契約者から満期祝金の請求があったものとして取扱い、支払時期は保険期間満了日の翌々日から5営業日以内となります。
- ○支払時期をこえて満期祝金をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。



■満期祝金をお支払いした場合で、すでに育英年金または死亡保険金の支払事由に該当していたときには、当社は満期祝金を受取った人にそれらの返還を請求することができます。

この場合、死亡保険金を支払うときは、死亡保険金の受取人に死亡保険金をお支払いし、育英年金を支払うときは、育英年金受取人に育英年金をお支払いします。

■育英年金または死亡保険金の支払事由に該当した場合は、すみやかに当社に 連絡ください。

保険金等の支払方法の選択

■保険金等について、一時金でのお支払いのほか、年金支払・据置支払を選択できます。

- (1) 年金支払(死亡保険金のみの取扱いです。)
 - 〇保険金の全部または一部を年金基金にあてて、毎年、年金としてお支払いします。
- (2)据置支払(死亡保険金・満期祝金のみの取扱いです。)
- 〇保険金等の全部または一部を据置き、据置期間満了時または受取人から請求があったときにお支払いします。



■年金支払・据置支払をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、 当社まで申出ください。

年金支払・据置支払は、当社の定める範囲内で選択できます。 なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■年金額・据置金額が当社の定める限度を下回る場合、年金支払・据置支払を 選択できません。 ●満期祝金

満期祝金とともに支 払われる金銭を含み ます。

61

その他生命保険に せ

指定代理請求人による請求

指定代理請求人による請求

受取人がこども祝金等を請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が 代わって請求を行うことができます。

- ○契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ契約者の指定代理請求人を指定ください。

 ●
- ○契約者が死亡した場合、育英年金受取人^②がこども祝金等の受取人となります。 この場合、育英年金受取人は、こども祝金等を請求できないときに代理請求できる指定代理請求人 を新たに指定することができます。

なお、これまで指定していた契約者の指定代理請求人は、代理請求することができなくなります。

〇指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる 場合	受取人がこども祝金等を請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。
指定代理請求人の 範囲	以下の範囲内で1名®を指定代理請求人に指定できます。 (1)契約者®と次の関係にある人 (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)同居または生計を一にしている契約者の3親等内の親族 (2)上記のほか、契約者®と次の関係にある人で、当社が認めた人 (オ)同居または生計を一にしている人 (カ)財産管理を行っている人 (キ)育英年金受取人 (ク)上記(オ)~(キ)と同等の関係にある人 なお、こども祝金等の請求時においても、この範囲内であることを要します。
代理請求できる こども祝金等	 ・こども祝金 ・死亡保険金 ・育英年金⁶ ・こども総合医療保険の給付金⁶ ・契約者保障保険料払込免除特約による保険料の払込みの免除

○契約者○は、被保険者の同意を得て、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更する ことができます。

指定代理請求人を新たに指定または変更する必要がある場合には、当社まで必ず連絡ください。

〇指定代理請求人には、支払事由、免除事由および代理請求できる旨を伝えてください。



■指定代理請求人はあくまでもこども祝金等を契約者[©]の代理で請求できる方 であり、こども祝金等の受取人は契約者[©]ご自身となります。

次ページにつづく

1こども保険にこど も総合医療保険を組 み合わせている場合 の取扱いについては、「1. 「ニッセ イこどもの保険」の 特徴」の「こども保 険にこども総合医療 保険を組み合わせて 加入する場合の当社 所定の取扱い」を確 認ください。

②育英年金受取人 こども総合医療保険 の場合は、後継保険 契約者となります。

3契約者保障保険料 払込免除特約の指定 代理請求人の指定・ 変更は、こども保険・こども総合医療 保険と同一の指定・ 変更をしてくださ い。

④契約者

契約者が死亡した場 合は、育英年金受取 人(後継保険契約者) となります。

日育英年金

育英年金受取人が請 求できない場合の指 定代理請求人による 請求のときに限りま

①こども総合医療保 険の給付金

疾病入院給付金、災害入院給付金、入院療養給付金、手術給付金、大路 付金をいいます。

7育英年金の受取人 は育英年金受取人ご 自身となります。



- ■指定代理請求人として育英年金等を請求できない場合があります。
 - 故意に育英年金等の支払事由を生じさせた人、または故意に受取人を請求できない状 態にした人は、指定代理請求人として育英年金等を請求できません。
- ■こども祝金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその こども祝金等を請求いただいてもお支払いできません。

指定代理請求制度を利用することで、保険金等の受取人が保険金等の請求を行う意思 表示が困難な場合でも、指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。 そのほか、法律上の制度として、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断 能力が不十分な方々を保護・支援する成年後見制度があります。成年後見制度を利用 することで、判断能力が不十分な場合でも、後見人等を介して、契約などの法律行為 をすることができます。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあ ります。

■法定後見制度

既に判断能力が不十分な方々を保護・支援するための制度で、判断能力の程度など 本人の事情に応じて、3つの制度(後見・保佐・補助)に分かれています。家庭裁 判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人に代 わって法律行為をするなどして、本人を保護・支援します。



保護•支援



選任



成年後見人等

家庭裁判所

■仟意後見制度

十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え て、あらかじめ自らが選んだ代理人に財産管理等に関する事務について代理権を与 える契約(任意後見契約)を結んでおく制度です。本人の判断能力が低下した後に、 家庭裁判所によって選ばれた任意後見監督人の監督のもと、任意後見人が、本人に 代わって法律行為をするなどして、本人を保護・支援します。



任意後見契約





選任



家庭裁判所



保護•支援

任意後見人

詳しくは法務省のホームページなどをご覧ください。

任意後見監督人

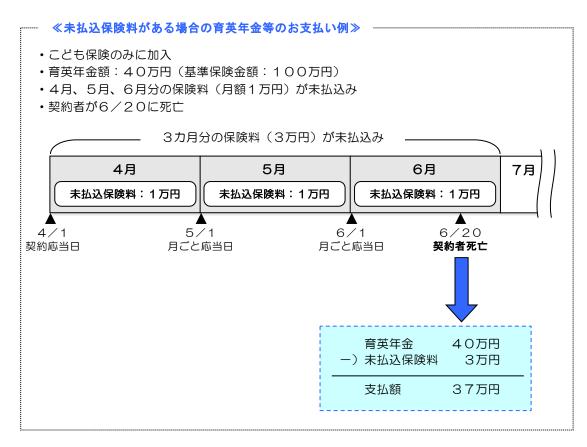
(2024年1月現在)



16 育英年金等のお支払い時の保険料の精算

育英年金等をお支払いする際、未払込保険料がある場合は、育英年金等から未払込保 険料を差引いてお支払いします。

○育英年金等の支払事由に該当した場合で、その時までに到来している保険料期間の未払込保険料¹がある場合は、当社はお支払いする育英年金等から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。²⁸





■お支払いする育英年金等から未払込保険料を差引くことができない場合は、 未払込保険料を全額払込みください。 未払込保険料の払込みがない場合には、育英年金等をお支払いできません。

●未払込保険料

こども保険にこども 総合医療保険を組み 合わせている場合、 各保険契約の未払 保険料となります。

②こども保険のこども祝金からは未払込保険料を差引きません。

③保険料の払込みの 免除事由に該時ました 到来している保険料 期間の未払込なけれ が払込まれなけれ ば、保険料の払込み を免除できません。

17

育英年金等をお支払いできない場合

お支払いできない場合

支払事由に該当しない場合や免責事由に該当した場合等は、当社は育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除をすることができません。●

○契約者保障保険料払込免除特約の保険料の払込みを免除できない場合については、 「8.保障内容 ③契約者保障保険料払込免除特約」の「保険料の払込みを免除でき ない場合」もあわせて確認ください。 ●お支払いできない 場合や払込みを免除 できない場合の詳細 は、約款を確認くだ さい。

(1) 支払事由に該当しない場合

○育英年金等は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。 また、保険料の払込みの免除事由に該当しない場合は保険料の払込みを免除できません。

例えば、次の給付金は、責任開始[®]時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする場合には、支 払事由に該当しないため、お支払いできません。

責任開始時前に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする場合に、お支払いできない給付金

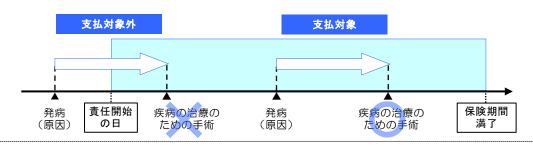
●災害入院給付金※

- ●疾病入院給付金※
- ●手術給付金
- ●放射線治療給付金

※原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じ、入院給付金がお支払いできない場合は、 入院療養給付金もお支払いできません。

≪支払事由に該当しない場合の例≫

○手術の原因となった疾病の発病が保険期間中にない場合は、支払事由に該当しないため支 払対象外となります。





- ■傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合でも、次の場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなし、疾病入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金の支払対象となります。
 - 責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、ご契約時に、その疾病について告知が あった場合
 - 責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、責任開始時前に医師の診療や検査等の結果で異常指摘を受けたことがなく、その疾病による症状について契約者および被保険者に認識や自覚がない場合
 - ・責任開始の日から2年経過後に入院を開始し、または手術や放射線治療を受けた場合

②責任開始

「6. 責任開始(保障の開始)と契約日」の「責任開始(保障の開始)」参照

「告知義務」と「責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする場合で、 保険金等をお支払いできない場合」の関係についての解説

○「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのままに正確にもれなく記入(告知) ¹ いただいた場合でも、責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする場合は、支払対象外となることがあります。

具体例 **責任開始時前に発病した**「白内障」について「告知書」に記載の事項の対象外 であったため、告知せずに加入し、責任開始の日から1年後に悪化し手術した 場合は、支払事由に該当しないため支払対象外となります。 \blacksquare 白内障を発病 白内障の治療 保険期間 責任開始 (原因) の日 のための手術 満了 「白内障」について「告知書」 に記載の事項の対象外であった ため、告知せずに加入

- 〇生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康 状態のよくない人が無条件に加入したり、生命保険に加入する前に生じた傷害や疾病等を支 払対象にすると、保険料負担の公平性が保たれません。
- 〇したがって、ご加入時には健康状態等について当社に告知する義務があります。また、生命 保険に加入した後に生じた傷害や疾病等のみを支払対象とし、生命保険に加入する前(責任 開始時前)に生じた傷害や疾病等を原因とする場合は支払対象となりません。
- 〇上記の「告知義務」と「責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする場合で、保険金等をお支払いできない場合」は、公平性を保つための制度ですが、別の制度です。

(2)免責事由に該当した場合

〇免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても育英年金等をお支払いできません。 免責事由は、育英年金等の種類によって、次のとおりとなります。

<育英年金の免責事由>

次のいずれかに該当した場合には、支払事由に該当しても育英年金をお支払いできません。 この場合、責任準備金をお支払いします。²

- ・ 責任開始の日から3年以内の契約者の自殺
- 育英年金受取人の故意による契約者の死亡

<死亡保険金の免責事由>

契約者の故意による被保険者の死亡[®]の場合には、支払事由に該当しても死亡保険金をお支払いできません。この場合、解約払戻金をお支払いします。[®]

1 「5.健康状態等の告知義務」参照

❸契約者の故意による被保険者の死亡

契約者が死亡した場合は、契約者が死亡した場合は、契約を引継いだ育英年金受取人の故意による被保険者の死亡が免責事由となります。

<給付金の免責事由>

各給付金について、「●」が記載されているケースに該当した場合、給付金をお支払いできません。

給付金免責事由	災害入院給付金※	疾病入院給付金※	手 術 給 付 金	放射線治療給付金
被保険者の犯罪行為	•		•	
被保険者の薬物依存			•	
契約者または被保険者の故意または重大な過失 ○○○	•		•	
被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故	•		•	
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故	•		•	
被保険者が無免許で運転 ⁶ している間に生じた事故	•		•	
被保険者が法令に定める酒気帯び運転または これに相当する運転をしている間に生じた事故	•		•	
頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で いずれも他覚所見 ⁹ のないもの(原因を問いません。)	•		•	

[※]災害入院給付金または疾病入院給付金の免責事由に該当し、入院給付金がお支払いできない 場合は、入院療養給付金もお支払いできません。

<保険料の払込みを免除できない場合>

次のいずれかに該当した場合、保険料の払込みを免除できません。

【契約者の死亡による保険料の払込みの免除の場合】

- ・ 責任開始の日から3年以内の契約者の自殺
- 育英年金受取人⁶の故意による契約者の死亡

【契約者保障保険料払込免除特約による保険料の払込みの免除⁶の場合】

- ・契約者の犯罪行為
- ・契約者の薬物依存
- ・契約者の故意または重大な過失

(3)告知義務違反♥による解除の場合

○契約者や被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なること を告知した場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

この場合、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、契約者に解約払戻 金をお支払いします。³ また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

ただし、育英年金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、告知義務違反の原因と直 接関係のない場合には、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

(4) 詐欺による取消の場合

○契約者、被保険者または育英年金受取人の詐欺により保険契約の締結等が行われたものと認めら れる場合、当社は保険契約または特約を取消すことがあります。

この場合、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた 保険料は払戻しません。

● 「被保険者の故意」 には自殺行為、自傷 行為を含みます。

2契約者が死亡した 場合は、契約者の権利・義務を引継いだ 後継保険契約者の故 意または重大な過失 が免責事由となりま

❸無免許で運転

法令に定める運転資 格を持たない運転を innます。 したがって、 運転免 許の効力停止中も含 みます。

④他覚所見

医師が視診、触診や 画像診断等によって 症状を裏付けること ができるものをいい ます。

⑤育英年金受取人

こども総合医療保険 の場合は、後継保険 契約者となります。

6所定の身体障がい 状態(身体障害者手 帳1~3級)、所定 の要介護状態(要介 護2以上等) に該当 した場合に限りま す。

7告知義務違反 「5.健康状態等の 告知義務」の「告知 義務違反」参照

3未払込保険料があ る場合、解約払戻金 から未払込保険料を 差引きます。

(5) 不法取得目的による無効の場合

〇契約者が育英年金等(保険料の払込みの免除を含みます。)を不法に取得する目的または他人に 不法に取得させる目的で保険契約の締結等が行われたものと認められる場合、保険契約または特 約は無効となります。

この場合、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(6) 重大事由による解除の場合

〇次の(A) \sim (E)の事項に該当した場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

この場合、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、契約者に解約払 戻金をお支払いします。[●] また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

- (A)契約者²、被保険者⁶または育英年金受取人が育英年金等(保険料の払込みの免除を含みます。) を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で故意に保険事故を発生させたとき⁶
- (B) 育英年金等(保険料の払込みの免除を含みます。)の請求に関して、その受取人に詐欺があったとき⁴
- (C) 保険契約の重複により給付金額等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態が もたらされるおそれがあるとき
- (D) 契約者⁶、被保険者または育英年金等の受取人が、反社会的勢力⁶に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係⁶を有していると認められるとき
- (E)上記(A)~(D)のほか、当社の契約者⁶、被保険者または育英年金受取人に対する信頼を 損ない、当社が保険契約または特約の存続が困難と判断する、上記(A)~(D)と同等の 重大な事中があるとき

(7) 育英年金等を削減して支払う場合

- 〇戦争その他の変乱が原因で支払事由に該当した場合、該当する契約者または被保険者の数の増加がこども保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、育英年金・死亡保険金を削減してお支払いする場合があります。(育英年金はお支払いしない場合があります。)
- 〇地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱が原因で支払事由に該当した場合、該当する被保険者の数の増加がこども総合医療保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、こども総合医療保険の給付金を削減してお支払いする場合またはお支払いしない場合があります。
- 〇戦争その他の変乱が原因で保険料の払込みの免除事由に該当した場合、該当する契約者の数の増加が保険契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全部について、払込みを免除しない場合があります。

①未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

2 契約者

育英年金、契約者の 死亡による保険料の 払込みの免除の場合 は契約者を除きます。

②被保険者

死亡保険金の場合は 被保険者を除きま す。

◆未遂の場合を含みます。

⑤契約者

契約者が死亡した場合は、後継保険契約者となります。

③反社会的勢力

暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

⑦反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

を関係 反資金等の勢力に対すし る資金等のの供与、 くは使動力の不 社会的勢力に対し 大社会的勢力に対し 大社会的勢力に対し 大社会的勢力のである。 、ないいます。

育英年金等をお支払いできる場合・お支払いできない場合等 の事例

※育英年金等をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合等をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。

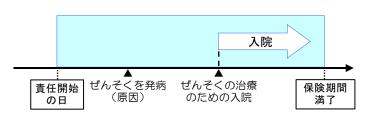
なお、次の事例に記載の内容以外に他の事実関係が認められる場合には、異なる取扱いとなる ことがあります。

(1) 責任開始時前の発病または責任開始時以後の発病



お支払いできる場合

責任開始時以後に発病した「ぜんそく」により被保険者が入院した場合。



原因となる傷病や不慮の事故等が<u>責任開始時以後</u>に生じているため、<u>入院給付金をお支払いします。</u>



お支払いできない場合

責任開始時前に発病した「ぜんそく」について告知せずに加入し、責任開始の日から1年後に悪化し被保険者が入院した場合。



原因となる傷病や不慮の事故等が<u>責任開始時前</u>に生じているため、<u>入院給付金をお支払いできません。</u>

解説

〇入院給付金等は、その原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合にお支払いします。

したがって、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時前に生じている場合は、入院給付金等をお支払いできません。

○ただし、疾病入院給付金、手術給付金および放射線治療給付金のお支払いについて、責任開始の日から2年経過後に入院を開始し、または手術や放射線治療を受けた場合や、ご契約時に、責任開始時前に生じた疾病について告知があった場合等は、責任開始時以後の原因によるものとみなします。

(2) 告知義務違反



お支払いできる場合

<u>正しく告知を行って</u>加入し、責任開始の日から1年後に「肝がん」で契約者が死亡した場合。

ご契約に際し、告知義務違反がないため、育英年金をお支払いします。



お支払いできない場合

「慢性C型肝炎」での通院について、<u>告知せず</u>に加入し、責任開始の日から1年後に「慢性C型肝炎」と因果関係のある「肝がん」で契約者が死亡した場合。

告知義務違反に該当し、保険契約は解除となるため、育英年金をお支払いできません。

解説

- ○ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障がい状態等について事実を正確にもれなく告知いただく必要があります。
- 〇故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。

ただし、責任開始の日から2年を経過していても、責任開始の日から2年以内に解除の原因となる事実により、育英年金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。

この場合、育英年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。

〇保険契約または特約を解除した場合でも、育英年金等の支払事由や保険料の払込みの免除 事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、育英年金等のお支払いや保 険料の払込みの免除を行います。 ①詳細は、「5.健康状態等の告知義務」を確認ください。

(3)契約者保障保険料払込免除特約による保険料の払込みの免除



保険料の払込みを免除できる場合

契約者が責任開始時以後の交通事故を原因として、身体障害者福祉法に定める4級の視覚 障がいに該当し、4級の身体障害者手帳の交付を受けた。その後、疾病を原因として、身 体障害者福祉法に定める4級の腎臓の障がいに該当し、3級の身体障害者手帳の交付を受 けた場合。



責任開始時以後に、4級の障がいに2つ該当したことにより、身体障害者福祉法にもとづき、3級の身体障害者手帳が交付されたため、保険料の払込みを免除します。



保険料の払込みを免除できない場合

契約者が責任開始時前の交通事故を原因として、責任開始時以後に身体障害者福祉法に定める4級の視覚障がいに該当し、4級の身体障害者手帳の交付を受けた。その後、責任開始時以後に発病した疾病を原因として、身体障害者福祉法に定める4級の腎臓の障がいに該当し、3級の身体障害者手帳の交付を受けた場合。



身体障害者福祉法にもとづき、3級の身体障害者手帳が交付されたものの、1つの障がいの該当の原因が責任開始時前にあり、その障がいを除いた他の障がいが1~3級の障がいに該当しないため、保険料の払込みを免除できません。

解 説

O2つ以上の障がいに該当したことにより、 $1\sim3$ 級の身体障害者手帳の交付があった場合は、保険料の払込みの免除の対象となります。

例えば、4級の障がいに2つ該当した場合、身体障害者福祉法にもとづき、3級の身体障害者手帳が交付される場合があります。 (2024年1月現在)

○ただし、一部の障がいが免責事由に該当する場合や、障がいの原因が責任開始時前に生じていた場合等で、その障がいを除いた他の障がいが1~3級の障がいに該当しない場合には、 保険料の払込みを免除できません。

(4)入院給付金

0

お支払いできる場合

被保険者が疾病にて124日の入院(入院A)をした後、<u>退院日の翌日から</u>180日経過後に疾病にて入院(入院B)をした場合

◆



入院Aの退院日の翌日から180日経過後に開始した入院のため、入院Bは入院Aとは別の入院として入院給付金をお支払いします。(入院A:124日 + 入院B:124日=248日)

×

お支払いできない場合

被保険者が疾病にて124日の入院(入院A)をした後、<u>退院日の翌日から</u>180日以内 に疾病にて入院(入院B)をした場合[●]



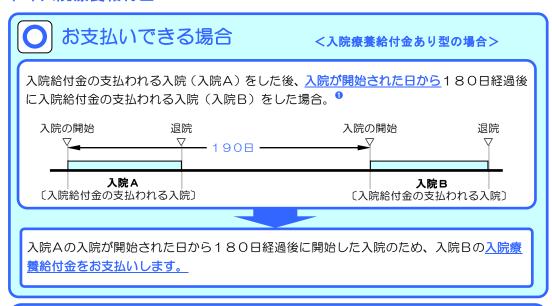
入院Aの退院日の翌日から180日以内に開始した入院のため、入院Bは入院Aと1回の入院であるとみなし、1回の入院の支払日数の限度を適用するため、入院給付金をお支払いできません。 (入院A:124日 + 入院B:0日=124日)

解説

〇入院給付金が支払われることとなった最後の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、1回の入院とはみなさず、新たに1回の入院の支払日数の限度を適用します。

1入院Aで初めて入 院給付金のお支払い があったものとしま す

(5)入院療養給付金



● 入院Aで初めて入院療養給付金のお支払いがあったものとします。



お支払いできない場合

<入院療養給付金あり型の場合>

入院給付金の支払われる入院(入院A)をした後、入院が開始された日から180日以内に入院給付金の支払われる入院(入院B)をした場合。 [●]



入院Aの入院が開始された日から180日以内に開始した入院のため、入院Bの入院療養 給付金をお支払いできません。

解説

○入院療養給付金が支払われることとなった最後の入院が開始された日から180日経過後 に開始した入院については、入院療養給付金をお支払いします。

(6) 手術給付金



お支払いできる場合

被保険者が虫垂切除術を受けた場合。

手術を受けられた時点において、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として<u>列挙されている</u>手術のため、<u>手術給付金をお支払いします。</u>



お支払いできない場合

被保険者が持続的胸腔ドレナージを受けた場合。

手術を受けられた時点において、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として<u>列挙されていない</u>手術のため、<u>手術給付金をお支払いできません。</u>

※上記事例は2024年1月現在の医科診療報酬点数表にもとづいた事例であり、今後変更になることがあります。

解 説

- 〇手術給付金のお支払いの対象となる「手術」は、手術を受けられた時点において、公的医療 保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている 手術であることを要します。
 - ・医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる輸血や検査料の算定対象となる 臓器穿刺や組織採取などは、手術料の算定対象として列挙されている手術ではないた め、手術給付金をお支払いできません。 (2024年1月現在)
 - ・ただし、医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術、骨髄幹細胞の採取術については、手術給付金をお支払いします。
- 〇一部、創傷処理やデブリードマン等、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であっても支払対象外となる手術があります。

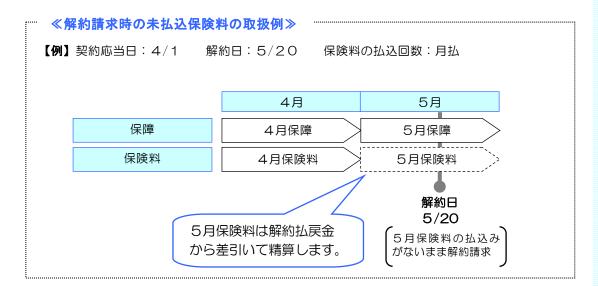
18 解約と解約払戻金

解約と解約払戻金

契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。^{●②◎②} 解約した場合、解約払戻金があるときは、当社はこれをお支払いします。

- ○解約の請求にあたっては、所定の手続きが必要となります。手続方法を案内しますので、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。
- ○生命保険では払込まれた保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は育英年金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられます。 したがって、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。 なお、保険種類によっては、解約払戻金がまったくないものや、保険期間の途中で減少するものもあります。
- ○解約払戻金額は契約時の年齢、性別、保険期間、育英年金の支払有無等により異なります。
- ○解約請求時までに到来している保険料期間⁶の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。

例えば、月払契約で、解約請求日当月の保険料が払込まれていない場合、当社は、1カ月単位で保 障の提供を行うため、お支払いする解約払戻金からその月の未払込保険料を差引きます。



●契約者が死亡した場合は、解約を請求することができません。

2契約者保障保険料 払込免除特約により 保険料の払込みが免 除された場合は、こ ども総合医療保険の 解約を請求すること ができません。

6保険料期間

「12. 保険料の払 込期月・保険料期間」 参照



■契約者保障保険料払込免除特約のみを解約することができます。なお、こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合、こども保険・こども総合医療保険それぞれに付加されている契約者保障保険料払込免除特約のいずれも解約する必要があります。

ただし、契約者保障保険料払込免除特約により保険料の払込みが免除された場合は、この特約のみを解約することはできません。

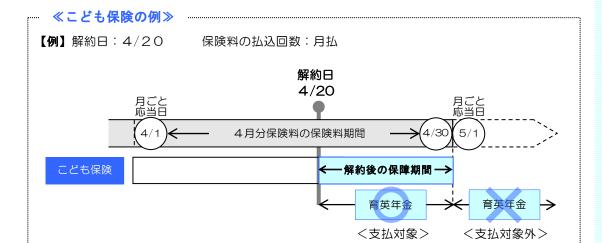
■こども総合医療保険、契約者保障保険料払込免除特約には、解約払戻金がありません。

解約後の保障期間

当社は、1カ月単位で保障の提供を行うため、解約後の所定の期間は保障が継続されます。

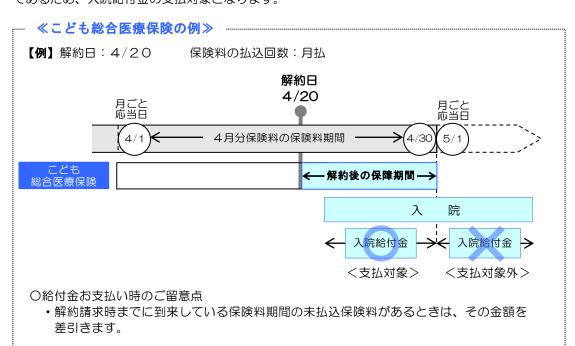
〇解約後も「解約日直後の月ごと応当日の前日」までは保障が継続するため、その間に支払事由に該当した場合は、育英年金・死亡保険金・給付金の支払対象となります。

ただし、保険料の払込みの免除については解約後の保障の継続はありません。



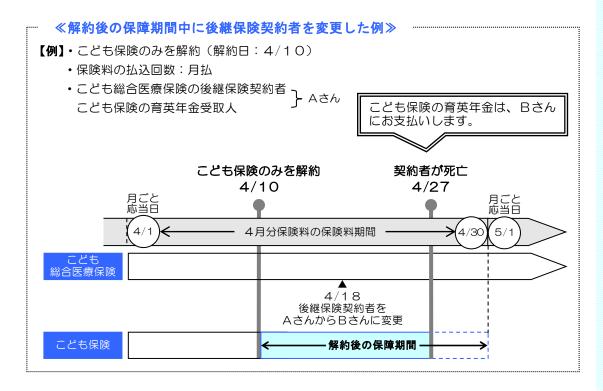
- ○育英年金支払事由該当時のご留意点
 - ・解約払戻金をお支払いした後に育英年金をお支払いする場合、支払額は育英年金の現価に 相当する金額から解約時の解約払戻金と同額を差引いた金額となります。(年金としてはお 支払いしません。)
 - ・解約の際に解約払戻金から差引くことができなかった、解約請求時までに到来している保 険料期間の未払込保険料がある場合は、その金額を差引きます。
- ○解約後の保障は「解約日直後の月ごと応当日の前日」までのため、「解約日直後の月ごと応当日」以 降の入院日数については入院給付金の支払対象外となります。

なお、「解約日直後の月ごと応当日の前日」までの入院日数については、解約後の保障期間中の入院であるため、入院給付金の支払対象となります。



ご契約後の取扱い

〇こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合で、こども保険またはこども総合医療保 険の解約後の保障期間中において、継続する保険契約の育英年金受取人等を変更し、その後に支払 事由に該当し育英年金等を支払うときは、解約されていなかったとすればその変更に伴い受取人と なる人に育英年金等を支払います。



被保険者による契約者への解約請求

被保険者は契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。

- ○一定の条件[®]に該当するときには、被保険者は契約者に対して、保険法(第58条、第87条)に もとづき保険契約の解約を請求することができます。 この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、保険契約の解約を行う必要があります。
- ○被保険者の解約請求により解約された場合、「解約後の保障期間」の取扱いはないため、解約後の保 障の継続はありません。



■被保険者は当社に対し、直接保険契約の解約を請求することはできません。 解約の請求は、契約者が当社に行う必要があります。

●一定の条件

被保険者が保険契約 の申込みの同意をす るにあたって基礎と した事情が著しく変 更した場合等をいい ます。

例) 契約者と被保険 者との間の親族 関係の終了

債権者等による解約

契約者の債権者等から解約の請求があっても、育英年金受取人は所定の手続きを行う ことで、保険契約を存続させることができます。

〇債権者等 0による保険契約の解約 2は、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月を経過し た日に効力を生じます。

解約の効力が生じた日の直後の月ごと応当日の前日までに、契約者または被保険者が支払事由に該 当した場合は、育英年金・死亡保険金の支払対象となります。

なお、こども総合医療保険は当取扱いの対象となりません。

- ○解約の請求書が当社に到達した日において、次のすべてを満たす育英年金受取人は保険契約を存続 させる権利があります。
 - 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ・契約者でないこと
- ○育英年金受取人が保険契約を存続させるためには、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から 1カ月以内に、次のすべての手続きを行う必要があります。
 - (A) 契約者の同意を得ること
 - (B) 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば、当社が債権者等に支払う べき金額を債権者等に対して支払うこと
 - (C)上記(B)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

- 差押債権者
- 破産管財人
 - 等
- 2基準保険金額の減 額を含みます。

契約貸付制度

この項目は<u>こども保険</u>の 取扱いに関する記載です。

契約貸付制度

「契約貸付制度」は、契約者の申出により、当社が資金の貸付をする制度です。 なお、貸付金には所定の利息が付利されます。 (当制度を利用できる保険種類は、こども保険です。)

○契約貸付制度の内容は、次のとおりです。

	貸付は、次の範囲で行います。				
貸付金額 の範囲	保証を額の上限	ども保険の解約払戻金額の5割からこども保険の3カ月分の 検料相当額を差引いた金額 ⁰² お、解約払戻金額は次のとおりです。 ・育英年金が支払われていない場合 育英年金が支払われているとした場合のこども保険の 解約払戻金額 ・育英年金が支払われている場合 こども保険の解約払戻金額			
	-				
貸付期間	貸付日からその日を含めて1年間です。 ³ ただし、貸付期間の満了日までに返済がない場合は、利息を元金に繰入れ、貸付期間を1年間延長します。				
利息	所定の利率 ⁶ により複利で計算します。 利率が変更された場合には、すでに行われている契約貸付についても、変更後の利率 を適用します。				
返済	全額返済のほか、一部返済も取扱います。				
精算	こども保険の死亡保険金、満期祝金、解約払戻金等のお支払い時に貸付金の元利金が 返済されていない場合は、貸付金の元利金を差引精算します。				

- ○貸付期間満了時までに新たに貸付を受ける場合は、次の取扱いとなります。
 - ・すでに貸付を受けている金額の元利金と追加の貸付金額の合計額を新たな貸付金額とします。
 - 貸付期間は、新たな貸付を受けた日からその日を含めて1年間です。³
- 注意
- ■契約貸付制度は、預貯金のように契約者がご自身のお金を引出すものではなく、当社が資金の貸付をする制度です。 そのため、貸付金には利息が付利され、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。
- ■実際に契約貸付制度をご利用の際は、手続き時に案内する確認事項等をあ わせて確認ください。

- ①貸付時期が保険料の払込みが免除されている期間の場合、保険料相当額の差引きは行いません。
- ②年払契約の場合に 差引く金額は、年払 保険料相当額の12 分の3になります。
- ③貸付期間の満了日が保険期間満了日の翌日以後となる場合、貸付期間の満了日は保険期間満了日になります。

貸付期間を延長する 場合も同様です。



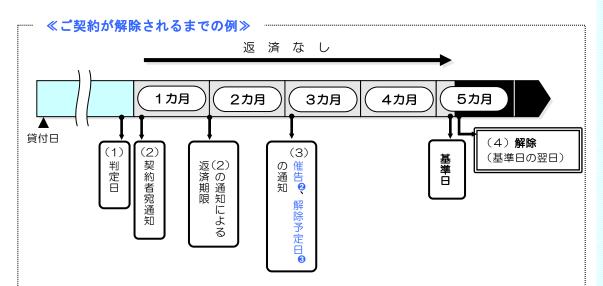
●所定の利率

利率は金融情勢等に より変動することが あります。 利率については、当 社ホームページを参 照ください。

貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除

貸付金の元利金の返済がなされず、基準日[®]においてその金額がこども保険の解約払戻金額を超過した場合、当社はご契約を解除します。

- 〇解約払戻金額の増加額に比べ、貸付金の元利金額の増加額が大きい場合、貸付金の元利金額が解約 払戻金額を超過することがあります。
- 〇貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除は、次の流れに沿った取扱いとなります。 当社が通知した返済期限までに返済をお願いします。



(1)判定日	基準日において、貸付金の元利金額がこども保険の解約払戻金額を 超過しないかを毎月判定します。
(2)契約者宛通知	貸付金の元利金額が超過すると判定した場合、判定日の翌月末日までに返済が必要である旨を契約者に通知します。
(3)催告、解除予定日 の通知	(2)の通知に記載の返済期限までに返済がない場合、次の内容を契約者に通知します。 ・貸付金の元利金の返済の催告 ・基準日において、貸付金の元利金額がこども保険の解約払戻金額を超過している場合は、解除予定日にご契約を解除すること
(4)解除	基準日において、貸付金の元利金額がこども保険の解約払戻金額を 超過している場合、(3)の通知に記載の解除予定日にご契約は解 除されます。 この場合、支払うべき金額から貸付金の元利金を差引精算します。

○契約者が貸付金の元利金の一部を返済した場合、当社はあらためて所定の基準にもとづき、返済後の貸付金の元利金額がこども保険の解約払戻金額を超過しないかの判定を行います。 判定の結果、再び貸付金の元利金額がこども保険の解約払戻金額を超過する場合は、新たな基準日⁴⁰をもとに、催告および解除予定日の通知をします。

●基準日

「毎月の判定日の5カ月後の月における月ごと応当日の前日」をいいます。

24催性

②解除予定日

「基準日の翌日」を いいます。

分新たな基準日

「超過状態となった 直後の月ごと応当日 の前日」をいいます。



■解除により保障は失われます。解除されたご契約を元に戻すことはできません。

契約貸付制度を利用される場合は、計画的な返済をおすすめします。

- ■解除される場合、こども保険だけでなく、こども保険に組み合わせているこども総合医療保険も解除されます。
- ■こども保険に組み合わせているこども総合医療保険が解除される場合、貸付金の元利金は、支払うべき金額の合計額から差引きます。
- ■当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず 連絡ください。⁰

住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に貸付金の元利金の 返済の催告および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届 かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を 経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除され ることになります。 ●詳細は、「22. 住所等の変更に伴う 手続き」を確認くだ さい。

契約貸付制度を利用した保険料の払込み

契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を保険契約の未払込保険料に 振替えることができる場合があります。^② (こども保険に加入している場合の取扱いです。)

〇保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険 料に充当できる場合があります。

この取扱いは、貸付金を保険料に直接振替えるため、銀行振込み等の手続きは不要です。



- ■保険料の自動振替貸付制度(保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で 当社が自動的に保険料を立替える制度)はありません。
- ■保険料の払込経路によっては、契約貸付制度を利用した保険料の払込みができない場合があります。

2こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合は、それらがともに振替えの対象となります。

20 ご契約後の保障内容の見直し

※2024年4月現在の取扱いを記載しています。

ライフステージの変化等にあわせて必要な保障内容への見直しができます。 (保障内容の見直しの利用にあたっては、当社の承諾が必要となります。)

(1)保障見直し制度

〇現在のご契約の責任準備金等(見直し価格)を新しいご契約の保険料の一部に充当して、当社所 定の基準にもとづき、保障内容を見直すことができます。

(2)保障追加制度

○当社所定の基準にもとづき、現在加入しているこども保険に、こども総合医療保険を追加で組み合わせることができます。



■上記(1)、(2)による保障内容の見直しをご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

なお、例えば次の場合には、これらの保障内容の見直しを利用することができません。

- 申出時に当社がこれらの保障内容の見直しを取扱っていない場合
- 契約者や被保険者の健康状態等についての告知や診査の結果、保障内容の見直しができない場合
- ・保険料の払込みが免除された場合
- ■その他にも、上記(1)については、次の場合のように取扱いできないことがあります。
 - 契約日等[●]から2年を経過していない場合
- ■また、上記(2)については、次の場合のように取扱いできないことがあります。
 - ・お子さまの出生前や契約上の年齢が2歳をこえる場合 等

|基準保険金額等を減額し、保険料の負担を軽減することができます。

- 〇基準保険金額等を減額した場合、当社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金が あるときは、これを契約者にお支払いします。
- 〇解約払戻金をお支払いする場合で、減額の請求があった時までに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、当社は、減額分に対応する未払込保険料を解約払戻金から差引いてお支払いします。
- ○減額した場合、減額分について減額後の所定の期間は保障が継続します。

 ②



- ■次に該当する場合、基準保険金額等の減額はできません。
 - 減額後の基準保険金額等が当社の定める限度 を下回る場合
 - ・保険料の払込みが免除された場合
- ※上記のほか、保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、 所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。 ⁶

この場合、保障内容を変更することなく、保障を継続することができます。

●契約日等

上記(1)利用時の 契約日、(2)利用 時の追加契約日を含 みます。

②減額後の減額分の 保障については、 約時と同様の取扱い となります。 詳細と解約払戻(金) 「解約後の戻の期間」を確認ください。



❸当社の定める限度 詳細は当社ホームペ ージを参照ください。

◆一部の保険契約には、 ・一部の保険契約には、 ・一部の場合のには、 ・一部のは、 ・一部では、 ・一では、 ・

⑤詳細は、「19. 契約貸付制度」の「契 約貸付制度を利用し た保険料の払込み」 を確認ください。

育英年金受取人等の変更

育英年金受取人の変更

契約者は、育英年金受取人を変更することができます。 また、契約者が死亡した場合、育英年金受取人の変更は、育英年金受取人が行うこと ができます。

- ○育英年金受取人

 の変更にあたっては、被保険者の同意を得たうえで、当社に必要書類

 を提出くだ
- ○育英年金受取人を変更する場合、次の範囲内で変更ください。
 - 被保険者
 - 被保険者の両親・親族
 - その他被保険者を扶養する者

●育英年金受取人

こども総合医療保険 の場合は、後継保険 契約者となります。

育英年金受取人•後 継保険契約者につい ては、「9. 育英年金 受取人•後継保険契 約者」を確認くださ

の必要書類

別表1参照

遺言による育英年金受取人の変更

契約者の遺言によって育英年金受取人の変更を行うこともできます。 また、契約者が死亡した場合、育英年金受取人の変更は、育英年金受取人の遺言によ って行うこともできます。

要書類をすみやかに提出ください。 4

なお、遺言による育英年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。

- ○育英年金受取人を変更する場合、次の範囲内で変更ください。
 - 被保険者
 - ・被保険者の両親・親族
 - その他被保険者を扶養する者

❸遺言

法律上有効な遺言に 限ります。

♠育英年金受取人 (後継保険契約者) の遺言による変更の 場合は、育英年金受 取人(後継保険契約 者)の相続人が当社 に必要書類をすみや かに提出ください。



- ■育英年金受取人を変更する場合は、後継保険契約者も同一人に変更すること が必要です。
- ■育英年金受取人の変更の通知が当社に到達する前に変更前の育英年金受取人 に育英年金6をお支払いしたときは、その後、変更後の育英年金受取人から 育英年金の請求を受けても、当社は育英年金を変更後の育英年金受取人に お支払いできません。

3育英年金 こども総合医療保険 の場合は、給付金と なります。

契約者の変更

契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、ご契約の権利および義務をお子さまの親族またはお子さまの扶養者に引継ぐことができます。

- ○新たに契約者となる人は、「告知書¹」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確に もれなく記入(告知)ください。なお、健康状態によってはお取扱いできない場合があります。
- ○契約者の変更は、当社が承諾した時から効力が生じます。
- 〇所定の金額を授受したうえ、将来の保険料をあらためます。



■次に該当する場合、契約者の変更はできません。

- ・新たに契約者となる人の契約日における年齢等が所定の範囲をこえているとき
- ・新たに契約者となる人が、被保険者の両親・親族その他被保険者を扶養する人以外の 人であるとき
- ・保険期間の満了日まで2年未満のとき
- 保険料の払込みが免除されたとき

●告知書

当社所定の端末を使用する方法を含みます。

22

住所等の変更に伴う手続き

こんなときはお知らせください

当社に登録いただいた住所等の情報について、引越し等により変更がある場合には、すみやかに当社に連絡ください。手続きを案内します。

住所変更のご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせをお届けできなくなることがあります。

○次のような場合は、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセン ターに連絡ください。

こんなとき…

- ・住所・電話番号の変更
- ・契約者の変更
- 改姓 改名
- ・生命保険料控除証明書の再発行
- 育英年金受取人 後継保険契約者の変更
- ・指定代理請求人の変更
- ・保険料払込方法の変更
- ・お子さまの出生状況(お子さまの出生前に加入された場合)

等



一部の手続きについては、日本生命アプリ・当社ホームページからも実施いただけます。

日本生命アプリ・当社ホームページから実施いただける手続きについて、こちらより確認いただけます。





- ■住所変更について当社へご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせ等の 通知をお届けできなくなるため、必ず連絡ください。
- ■住所変更のご連絡がない場合、当社は変更前の住所に通知を送付しますので、変更後の住所に届かないことがあります。
 この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通

この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通 知が到達したものとみなします。

例えば、当社から変更前の住所に送付した保険料の払込みの案内および解除 予定日の通知[®]が、到達したものとみなされた場合で、保険料の払込みがない まま解除予定日を迎えたときは、保険契約が解除されることになります。

●保険料の払込みの 案内および解除予定 日の通知

「13. 保険料の払 込みの案内と保険契 約の解除」参照

23 生命保険と税金

※税務の取扱い等については2024年1月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。 今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等に確認ください。

生命保険料控除

払込みいただいた保険料に応じて、一定額がその年の所得から控除されるため、所得 税と住民税が少なくなります。

(1) 生命保険料控除の具体内容

○生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

- ・控除の対象となるご契約 ⇒ 納税する人が保険料を支払い、育英年金等の受取人が自己また は配偶者その他の親族であるご契約
- ・控除の対象となる保険料 ⇒ 1月から12月までに払込まれた保険料の合計額から、その期間に支払われた配当金を差引いた額

○生命保険料控除の種類

保険契約によって適用される生命保険料控除の種類が異なります。

不及人には うて にんしい の上 が の 上 次の		
保険契約	適用される生命保険料控除	
こども保険	一般生命保険料控除	
こども総合医療保険	介護医療保険料控除	

※上記のほか、生命保険料控除の種類には、個人年金保険料控除があります。

○生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除それぞれについて、控除額が所得から控除されます。

<所得税>

年間正味払込保険料	控除額 *
20,000 円以下	全額
20,000 円超 40,000 円以下	正味払込保険料×1/2+10,000円
40,000 円超 80,000 円以下	正味払込保険料×1/4+20,000円
80,000 円超	一律 40,000円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計12万円となります。

<住民税>

\ E C(1)(1)		
年間正味払込保険料	控除額 *	
12,000 円以下	全額	
12,000 円超 32,000 円以下	正味払込保険料×1/2+6,000円	
32,000 円超 56,000 円以下	正味払込保険料×1/4+14,000円	
56,000 円超	一律 28,000円	

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計7万円となります。

(2) 生命保険料控除の手続き

〇生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下、「控除証明書」といいます。)を発行しますので、次の要領で申告ください。

給与所得者	毎年12月の給与の支払われる前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。 ただし、団体扱契約の場合は、勤務先の代表者等の確認印でよいため、「控除証明書」は発行しません。
申告納税者	事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際「確定申告書」に生命保険料 控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付のうえ税務署に提出し、控除を受 けてください。

≪「控除証明書」の送付時期≫

「控除証明書」の送付時期は毎年11月頃です。

ただし、ご契約初年度については、契約日が10月1日以降の保険契約の場合、保険契約を引受け後に送付します。

●保険料の前納中の保険契約等については、取扱いが異なります。

24

その他生命保険に関するお知らせ

個人情報の取扱い

当社では、お客様からいただいた個人情報を以下の目的の範囲内で利用いた します。

- ◆各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ◆関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ◆ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ◆その他保険に関連・付随する業務

■お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報

お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報は、ご本人の同意なしに取得せず、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、当該情報は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲内で、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、保険商品の開発等の目的のために取得・利用いたします。

なお、保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、利用目的が 限定されています。

■お申込みいただいたご契約が不成立となった場合の情報管理

お申込みいただいたご契約が不成立となった場合においても、お客様からいただいた個人情報は、 ご契約が成立しなかった理由にかかわらず、当社において上記目的の範囲内で利用いたします。なお、ご提出いただいた申込書・告知書・診査書等の書類につきましては、ご契約の成立・不成立にかかわらずご返却いたしませんのでご了解ください。

■再保険会社への情報提供

当社は、お引受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

■被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への個人情報の提供

当社は、お客様との間の保険契約について、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報を、契約者を同一とする契約の被保険者・受取人(後継年金受取人・死亡時支払金受取人を含む)・指定代理請求人・後継保険契約者に提供する場合があります。



■取引時に確認したお客様の情報(住所・氏名・職業等)に変更があった場合 には、すみやかに当社まで連絡ください。

個人情報保護方針(お客様の個人情報の取扱い)●

ニッセイでは、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を 定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、 適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

1. 情報の収集

お客様の個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払 いその他業務上必要な範囲で収集します。

2. 収集する情報の種類

各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に必要な個人情報として主に、お客様の住所・氏名・生年月日の他、お客様の健康状態、職業について収集させていただいております。また、ニッセイが提供する各種商品・サービス等に関連し、業務上必要な範囲でお客様の個人情報をご提供いただく場合があります。

3. 情報の収集方法

ニッセイでは、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を収集いたします。主には、申込書・契約書・請求書・アンケート等(電磁的方法を含む)により収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で収集させていただく場合があります。

4. 利用目的

お客様の個人情報(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 (以下、「番号法」といいます)に定める個人番号を除きます)は、以下の業務に必要な範囲内 においてのみ利用いたします。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

なお、お客様にご案内したメール等のメッセージやビラ等のコンテンツ・当社のウェブサイトや アプリの閲覧履歴、お客様の取引履歴等の情報を分析して、各種商品・サービスのご案内・提供 (広告等の配信を含む)をさせていただく場合がございます。

お客様の個人番号については、番号法に基づき、以下の事務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- (1)保険取引に関する支払調書作成事務
- (2)企業年金に関する支払調書・源泉徴収票作成事務
- (3)投資信託に関する口座開設事務および支払調書作成事務
- (4) 不動産取引に関する支払調書作成事務
- (5)報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- (6) その他法令等に定める個人番号関係事務等

これらの利用目的は、個人情報保護方針をホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表いたします。また、書面等によりお客様から直接お客様の個人情報を収集する場合には、あらかじめお客様にこれらの利用目的を明示いたします。

5. 情報の管理・安全管理措置

お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

6. 情報の提供

ニッセイでは、以下の場合を除き、お客様の個人情報(個人番号を除きます)を第三者に提供いたしません。

- (1) あらかじめお客様の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合のほか、個人情報の保護に関する法律(「個人情報保護法」)によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- (3) ニッセイの業務遂行上必要な範囲で、お客様の個人情報をニッセイの業務の委託先に提供する場合
- (4) 個人情報保護法に従ってお客様の個人情報の共同利用を行う場合
- (5) その他個人情報保護法に基づきお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を提供すること が認められている場合

お客様の個人番号については、個人番号利用事務実施者への提出、個人番号の取扱いの全部または一部の委託を行う場合等、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。



●2024年4月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。 最新の内容については、当社ホームページを確認ください。

7. 情報の開示・訂正等

お客様からお客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

8. 関係法令等の遵守

お客様の個人情報については、個人情報保護法および番号法その他の関連法令・ガイドラインや 一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等の定義、 考え方、取扱い等を遵守して対応いたします。

9. コンプライアンス・プログラムの策定・改善

お客様の個人情報の取扱いが適正に行われることを確保するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、ニッセイの従業者・業務の委託先その他関係者に周知徹底させるとともに、必要かつ適切な監督を行ってまいります。

また、本指針およびコンプライアンス・プログラムの内容を適宜見直し、改善いたします。

10. 個人情報に関するお客様申出

お客様からの個人情報の取扱いに関するお申し出については、当社個人情報申出窓口等で適切かつ迅速に対応いたします。

ニッセイコールセンター: 0120-201-021 (通話料無料)

<ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)>: 0120-147-369(通話料無料)

受付時間:月~金曜日 9:00~18:00 土曜日 9:00~17:00 (祝日、12/31~1/3を除く)

○当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けております。

<お問合せ先>

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所:

ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp

※最新の個人情報保護方針は当社ホームページ(https://www.nissay.co.jp)をご確認ください。

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています

- 〇当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実に行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。
- ○保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 〇なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険 契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、 保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

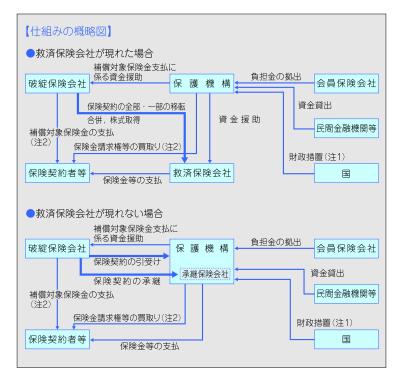
生命保険契約者保護機構●

確認できます。

- ○「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)の概要は以下のとおりです。
 - ●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - ●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - ●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(*1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(*2)を除き、責任準備金等(*3)の90%とすることが、保険業法等で定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(*4))
 - ●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。
 - *1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。
 - *2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(※1)を超えていた契約を指します(※2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
 - 高予定利率契約の補償率 = 90%-{(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和:2} (※1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで
 - (※2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
 - *3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
 - *4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



●2024年1月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。 最新の内容については、当社ホームページを確認ください。



- (注1)上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、 会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助 金が認められた際に行なわれるものです。
- (注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保 険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任 準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、*2に記載の率となります。)
- ○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2024年1月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。(最新の内容については、当社ホームページ(https://www.nissay.co.ip)で確認できます。)
- 〇生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」 までお問合せください。
 - ●生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時~正午、午後1時~午後5時

ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp

契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度 (他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用)●

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、以下のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。



●2024年1月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。 は、当社ホームペーリンを確認ください。

■契約内容登録制度·契約内容照会制度

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する以下の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、 復活日、増額日または特約の中途付加日²(以下「契約日等」といいます。)から5年間(被保険 者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が1 5歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)~オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1)保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

②当冊子に記載の保 険契約には、復活、 増額、特約の中途付 加はありません。

- 2024年4月1日以降の登録事項
- (1)保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3)入院給付金[●]の種類および入院給付金[●]の日額または入院給付金[●]の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日 20
- (9) 取扱会社名
- ※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加²、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号⁶に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)~(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

- ※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp)の「加盟会社」をご参照ください。
- ※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (https://www.nissay.co.jp) をご確認ください。

①当冊子に記載の保 険契約では、こども 総合医療保険契約の 疾病入院給付金、災 害入院給付金が登録 対象となります。

②当冊子に記載の保 険契約には、復活、 増額、特約の中途付 加はありません。

3当社では、契約番号となります。

■支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共 済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合 連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約も しくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます。)の解除、取消もしくは無効の判断(以下 「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」 に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する以下の相互照会事項記載 の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会を行い、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は以下のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)~オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡 保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内 容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

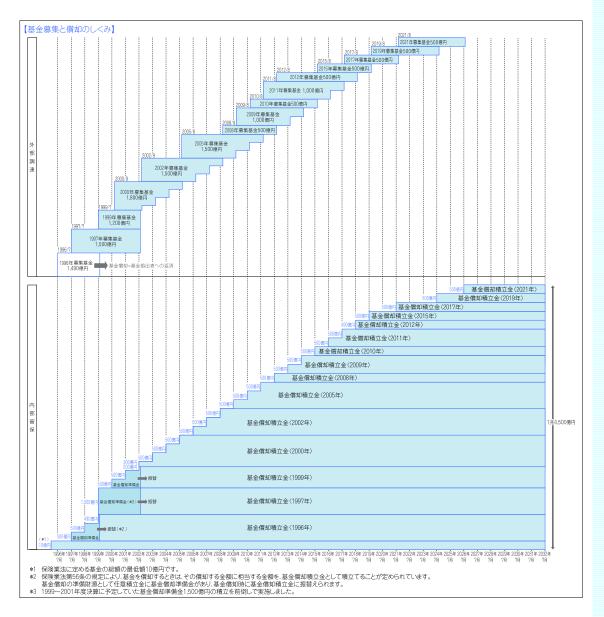
- ※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(https://www.seiho.or.jp)の「加盟会社」をご参照ください。
- ※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (https://www.nissay.co.jp) をご確認ください。

財産的基礎の充実

- 〇当社はお客様への保険金支払余力のより一層の向上と、保険相互会社としての「財産的基礎の充実」を図るため、総代会決議に基づき、基金の募集を行っております。
- 〇基金とは、保険業法に基づく拠出者からの資金であり、お客様のご契約をはじめとする保険相互 会社の債務を担保することから、保険相互会社にとっての資本とみなされます。なお、近年の募 集状況は以下のとおりです。

	2015年度	2017年度	2019年度	2021年度
①募集額	500億円	500億円	500億円	500億円
②償却期間	4年	4年	5年	5年
③金利	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)

〇これにより、基金償却積立金とあわせ、基金の総額は1兆4,500億円となっております。



(2024年4月現在)

相互会社運営

【相互会社】

- 〇保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は、ご契約者同士が助け合 う相互扶助の考え方にもとづく相互会社の形態をとっています。
- 〇相互会社では、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となります。
- 〇当社は、相互会社制度を通じ、"「社員」の皆様の声にもとづく経営"を行っています。

【総代会の位置づけと運営】

- ○「総代会」は、株式会社における株主総会に代わるべき機関として設置され、「社員」の中から 選出された総代により構成されます。経営に関する重要事項(定款の変更、剰余金の処分、取締 役の選任等)の審議と決議を行うとともに、幅広いご意見・ご要望を伺います。
- ○「社員」は、総代会を傍聴することができます。傍聴者の資格や申し込み方法などの詳細については、毎年5~6月に当社の支社等の店頭に掲示するポスターや当社ホームページ (https://www.nissay.co.jp) にてお知らせします。
 - (注) 傍聴者は、次の資格を満たす必要があります。
 - 「社員」のうち、前年度末において1年以上有効に継続しており、かつ総代会当日に引続き有効に継続している保険契約の契約者であること、またはその法定代理人であること。
 - ・総代会当日に、年齢が満18歳に達していること。
- 〇総代会の議事録および議事要旨(質疑応答の要旨)は、当社ホームページ (https://www.nissay.co.jp) にてご覧いただけます。

【総代とその選出】

(総代)

- ○総代の任期は4年(重任限度は通算8年)です。
- 〇総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢 などの面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。

(総代の選出)

- 〇総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させる観点より、社員の中から、特定の社員の利益に偏ることなく、社員全体の利益を代表しうる方を選出することが求められています。このため、総代候補者選考委員会が候補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるよう社員投票を実施する方式を採用しています。
- ○具体的には、以下の方法により、総代が選出されます。
 - 社員の中から総代会で選任された選考委員で構成される総代候補者選考委員会が総代候補者を選考します。
 - ・総代候補者選考委員会で選考された個々の総代候補者について、全社員による社員投票を行います。個々の候補者に対する不信任投票の数が、社員総数の10%に達しない場合は、これらの候補者が総代として選出されます。(社員投票は、2年に1度実施しており、投票書類を全社員に送付します。)

【社員の権利義務】

- 〇社員の権利には、社員配当金請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、 臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権、総代会検査役選任請求権等があります。 また、上記のとおり、社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。
- 〇社員は、同時に契約者として、保険約款に基づく保険金等の請求権や、保険料の払込義務等の権 利義務を有します。

【ニッセイ懇話会】

- ○「ニッセイ懇話会」は、全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービスなどに関するご意見・ご要望をお伺いする場として、1975年から毎年開催しています。 主なご意見・ご要望とその対応は、総代会にも報告しています。
- 〇二ッセイ懇話会の開催は、ホームページ、支社等へのポスター掲示や営業職員を通じてお客様へ お渡ししている情報提供冊子等でご案内し、幅広くご出席者を募集しています。

【相互会社運営に関する意見等の申出方法】

- 〇総代数・総代の選考方法をはじめ、相互会社運営に関するご意見・ご要望等がございましたら、 以下の宛先まで、文書にてお寄せください。
 - 〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命保険相互会社 企画総務部

用語の説明

1. ご契約のしおり等における表記

(1)「障がい」の表記

「ご契約のしおり」や「契約内容通知書」等では、「障害」を「障がい」と表記しています。

例) 身体<u>障害</u>状態 ⇒ 身体<u>障がい</u>状態

なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語については「障害」とそのまま表記する場合があります。

(2)「がん」の表記

「ご契約のしおり」に記載されている「がん(悪性新生物)」、「がん(上皮内新生物等)」とは次のとおりです。

名称		内容
(1)「がん(悪性新生物)」	「別表11 対象となる悪性新生物」に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」は含みません。
(2)「がん(上皮内新生物等)」	「別表19 対象となる上皮内新生物等」に定める「上皮内新生物」および 「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」 をいいます。

·· ≪「がん」の具体例≫ ·········

がん(悪性新生物) ⇒ 悪性リンパ腫、甲状腺がん、肺がん、白血病、皮膚の悪性黒色腫

がん(上皮内新生物等) ⇒ 非浸潤がん、食道上皮内がん、大腸粘膜内がん、

皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん等

2. 保険用語の説明

	保険用語	説明
い	育英年金 (いくえいねんきん)	契約者が死亡した場合に、保険期間中、毎年お支払いするお金をいいます。
	育英年金等の受取人 (いくえいねんきんとうのうけとり にん)	育英年金、こども祝金、満期祝金、死亡保険金、給付金を受取る人をいいます。
	祝金 (いわいきん)	被保険者が所定の日に生存していた場合にお支払いするお金をいいます。
か	解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合や、所定の期日内に保険料の払込みがない場合等に、 保険期間の途中で当社が保険契約または特約を消滅させることをいいます。
	解約 (かいやく)	保険期間の途中で、契約者の意思により保険契約または特約を消滅させることをいいます。
	解約払戻金 (かいやくはらいもどしきん)	保険契約を解約された場合等に、契約者に払戻すお金をいいます。
き	基準保険金額 (きじゅんほけんきんがく)	育英年金等をお支払いするときの基準となる金額で、ご契約時に契約者に指定い ただきます。
	給付金 (きゅうふきん)	被保険者が入院をしたときや、所定の手術を受けたとき等に、お支払いするお金 をいいます。
け	契約応当日 (けいやくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日をいいます。 また、月ごと応当日は、各月の契約日に対応する日をいいます。
		〔例〕6月1日契約の場合 契約応当日 ⇒ 毎年の6月1日 月ごと応当日 ⇒ 毎月の1日
	契約者 (けいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利(例えば、契約内容変更等の請求権)と 義務(例えば、保険料支払義務)を有する人をいいます。 また、その人の生死が育英年金に関する保障の対象とされる人をいいます。
	契約者または被保険者の年齢 (けいやくしゃまたはひほけんしゃの ねんれい)	⇒「ご契約後の契約者または被保険者の年齢」を参照ください。
	契約内容通知書 (けいやくないようつうちしょ)	保険契約の基準保険金額、給付日額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
	契約年齢 (けいやくねんれい)	契約日における契約者および被保険者の年齢をいいます。この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。この年齢の計算方式を「満年齢方式」といいます。 〔例〕35歳7カ月の契約者の方の契約年齢は35歳になります。
		※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の契約者または被保 険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
	契約日 (けいやくび)	保険期間等の計算の基準日をいいます。

	保険用語	説明
٦	告知義務 (こくちぎむ)	契約者や被保険者は保険契約の申込みに際して、過去の傷病歴、現在の健康状態等、「告知書(告知入力画面)」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入(告知)いただくことを要します。また、当社指定の医師が口頭で告知を求める場合にも同様に、事実をありのまま正確にお伝え(告知)いただくことを要します。これらを告知義務といいます。
	告知義務違反 (こくちぎむいはん)	「告知書(告知入力画面)」の質問事項または医師からの質問に対して、事実が告げられなかったときには、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。
	告知書 (こくちしょ)	保険契約の申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態等について記入していただく書面のことをいいます。
		※当社所定の端末にて告知いただく場合には、「告知入力画面」といいます。
	ご契約後の契約者または被保 険者の年齢	毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算した年齢をいいます。
	(ごけいやくごのけいやくしゃまたはひ ほけんしゃのねんれい)	※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の契約者または被保 険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
ਠ	催告 (さいこく)	払込期月内に保険料の払込みがないご契約の契約者や、契約貸付制度による貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みや貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。
L	指定代理請求人 (していだいりせいきゅうにん)	こども祝金等の受取人がこども祝金等を請求できない所定の事情があるとき、こども祝金等の受取人に代わって請求を行うために、契約者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲内で、被保険者の同意を得てあらかじめ契約者が指定した人をいいます。 ※契約者が死亡した場合は育英年金受取人が所定の範囲内で新たに指定した人をいいます。
	支払限度 (しはらいげんど)	約款で定める、給付金のお支払いに関する通算の支払日数や回数の限度のことを いいます。
	支払事由 (しはらいじゆう)	約款で定める、育英年金等をお支払いする事由をいいます。 この支払事由に該当した場合に、育英年金等をお支払いします。
	死亡保険金 (しぼうほけんきん)	被保険者が死亡した場合に、お支払いするお金をいいます。
	診査 (しんさ)	医師扱の保険契約を申込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただくことをいいます。 また、健康診断または人間ドックの結果資料を提出いただくことで診査に代える 方法等もあります。
世	責任開始時/責任開始の日 (せきにんかいしじ/せきにんかいしの ひ)	当社がご契約上の保障を開始する時点を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。
	責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の育英年金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。
	前納 (ぜんのう)	年払契約において、将来の年払保険料を、所定の方法により、あらかじめ指定した回数分だけまとめて払込みいただくことをいいます。 この場合、所定の利率で保険料を割引きます。

	保険用語	説明
7	月ごと応当日 (つきごとおうとうび)	⇒「契約応当日」を参照ください。
τ	定款 (ていかん)	当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載したものをいいます。
٤	特約 (とくやく)	契約者の申出にもとづいた手続きをするためや、普通保険約款(契約基本約款と各給付約款から構成されます。)に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で付加するものをいいます。
は	配当金 (はいとうきん)	決算によって生じた剰余金から契約者等に分配されるお金をいいます。
	払込期月 (はらいこみきげつ)	毎回の保険料を払込みいただく期間をいい、具体的な払込期月は次のとおりです。 ●第1回目の保険料 責任開始の日から翌月の末日まで ●第2回目以後の保険料 月ごと応当日(年払の場合は契約応当日)の属する月の1日から末日まで
ひ	被保険者 (ひほけんしゃ)	その人の生死等がこども祝金、満期祝金、死亡保険金および給付金に関する保障の対象とされる人をいいます。
ほ	保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡や入院・手術等の支払事由が発生した場合等に、育英年金等の支払対象となります。
	保険年度 (ほけんねんど)	保険期間の始期(契約日)から起算して、満1カ年を第1保険年度といいます。 以下順次、第2保険年度、第3保険年度と保険年度を定めます。
	保険料 (ほけんりょう)	契約者に払込みいただくお金をいいます。
	保険料期間 (ほけんりょうきかん)	保険料が充当される期間のことをいいます。 月ごと応当日(年払の場合は、契約応当日)からその翌月の月ごと応当日(年払の場合は、その翌年の契約応当日)の前日までの期間となります。
		*第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと応当日(年払の場合は、その翌年の契約応当日)の前日までの期間です。
	保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	保険料を払込みいただく期間のことをいいます。
	保険料率 (ほけんりょうりつ)	保険料を計算する際に用いる率のことをいいます。保険料は、基準となる保険金額や給付日額等に保険料率を乗じて計算されます。
み	未払込保険料 (みはらいこみほけんりょう)	すでに到来している保険料期間に対応する保険料のうち、まだ払込まれていない 保険料のことをいいます。
め	免責事由 (めんせきじゆう)	約款で定める、育英年金等をお支払いできない事由をいいます。 支払事由に該当した場合でも、この免責事由に該当した場合には育英年金等をお 支払いできません。
や	約款 (やっかん)	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを記載したもので、普通保険約款(契約 基本約款と各給付約款から構成されます。)と特約約款があります。
よ	予定利率 (よていりりつ)	保険料を算出するにあたり、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ 見込み、その分の保険料を割引くときの割引率をいいます。

MEMO

生命保険のお手続きやお問合せ

(2024年4月現在)

ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口 またはニッセイコールセンターに連絡ください。

●お客様番号(お客様ID)もしくは契約番号(証券記号番号)をご用意のうえ、契約者ご本人からお問合せください。

電話でのお手続き

ニッセイコールセンター

120-201-021 (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉

0120-147-369(通話料無料)

受付時間 月~金曜日 9:00~18:00

> 十曜日 9:00~17:00

※祝日、12/31~1/3を除く

- ※お電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から録音をさせていただきますので、 あらかじめご了承ください。
- ※なお、その他お電話にあたっての留意事項は、当社ホームページを参照ください。

窓口でのお手続き

ニッセイ・ライフプラザの住所・地図などの店舗情報をご確認いただけます。



日本生命アプリ・当社ホームページでのお手続き



https://www.nissay.co.jp





日本生命

利用可能時間

月曜日 8:00~24:00

| 出金手続・一部変更手続について

火~土曜日 24時間

8:00~23:45 月~土曜日

日曜日·祝日 0:00~20:00

日曜日·祝日 8:00~20:00

※毎月25日直前の日曜日(19~25日のうちの日曜日)、

12/31~1/3、5/3~5/5を除く

※上記以外にも、一部でご利用いただけない時間帯がございます。 詳しくは、当社ホームページを参照ください。

ダウンロードは お済みですか?

まだお済みでない方は 「日本生命アプリ」を いますぐダウンロード!





説明事項ご確認のお願い

「注意喚起情報」および「ご契約のしおり-定款・約款」は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分に確認のうえ、ご契約を申込みいただくようお願いします。

なお、後ほど交付する契約内容通知書とともに大切に保管し、活用ください。

特に…

	しおり	ノのペーシ
クーリング・オフ制度(契約申込みの撤回)	••••	P13
健康状態等の告知義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	P19
責任開始 (保障の開始) と契約日	• • • • •	P22
保険料の払込方法		P38
保険料の払込期月・保険料期間	••••	P40
保険料の払込みの案内と保険契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••	P42
育英年金等をお支払いできない場合	••••	P50
解約と解約払戻金		P60

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。 告知および保険料の受領など職員の役割を含めて、説明の中でわかりにくい点が ございましたらニッセイコールセンターにお問合せください。

引受保険会社



日本生命保険相互会社

本 店

〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12

東京本部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては 0120-201-021(ニッセィコ-ルセンタ-)(通話料無料) 〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉 0120-147-369(通話料無料)

ホームページ https://www.nissay.co.jp

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、 保険契約締結の代理権はありません。